令和６年　第４回（定例）吉　賀　町　議　会　会　議　録（第３日）

令和６年12月12日（木曜日）

議事日程（第３号）

令和６年12月12日　午前８時59分開議

日程第１　一般質問　７．松蔭　　茂　議員

８．河村　隆行　議員

９．大庭　澄人　議員

10．桜下　善博　議員

11．村上　定陽　議員

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問　７．松蔭　　茂　議員

８．河村　隆行　議員

９．大庭　澄人　議員

10．桜下　善博　議員

11．村上　定陽　議員

出席議員（12名）

１番　桜下　善博	２番　村上　定陽
３番　三浦　浩明	４番　桑原　三平
５番　河村由美子	６番　松蔭　　茂
７番　河村　隆行	８番　大庭　澄人
９番　藤升　正夫	10番　中田　　元
11番　庭田　英明	12番　安永　友行

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長　増本　健治

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……	岩本　一巳	副町長 ……	赤松　寿志
教育長 ……	河野　洋司	教育次長 ……	重藤　　剛
総務課長 ……	野村　幸二	企画課長 ……	深川　竜也
税務住民課長 ……	山根　徳政	保健福祉課長 ……	中林知代枝
医療対策課長 ……	渡邊　栄治	産業課長 ……	堀田　雅和
建設水道課長 ……	河野喜代志	柿木地域振興室長 ……	深川　千恵
出納室長 ……	村上　　恵		

午前８時59分開議

○議長（安永　友行）　それでは、開議時間がちょっと早いんですが、開始します。

ただいまの出席議員数は１２人です。定足数に達しておりますので、本日の会議を直ちに開きます。

日程は、ただいまお手元に配付したとおりです。

―――――――・―――・―――――――

日程第１．一般質問

○議長（安永　友行）　日程第１、一般質問を行います。

質問は通告順に行います。７番目の通告者、６番、松蔭議員の発言を許します。６番、松蔭議員。

○議員（６番　松蔭　　茂）　おはようございます。１点ほど通告してあります。議員の一般質問はどういうふうに生かされておるのかということでございます。

毎定例会に、一般質問は、大体今まで３年間の実績を見ますと、令和３年から、３年、４年、５年の定例会を調べてみたんですが、大体１年間４回で大体４０人前後、延べ、やっております。

内容についてはいろいろあるんですが、例えば病院がどうなっとるか、そういう問題の質問。多いのは政策提言、こういうふうにしたらどうか、あるいはこれはちょっとおかしいんじゃないかという、行政上ね。というのがほとんどです。

それで、町長は、昨日もちょっとあったんですけど、議員の質問に対して、その後、どういうふうな過程で処理されているかを聞きます。

○議長（安永　友行）　岩本町長。

○町長（岩本　一巳）　改めて、おはようございます。本日もどうかよろしくお願いいたします。

それでは、松蔭議員のほうから通告のありました、一般質問はどのように生かされているかということについてお答えをしたいと思います。

まず初めに、私のほうからは、一般質問に対する考え方、基本的なところを申し上げておきたいと思います。

全ての御質問につきまして、基本的には行政活動に生かすよう検討していくべきものというふうに考えておるところでございます。そのことは、ここにおります課長職、室長、管理職をはじめ、その所属におります職員も同じような考え方で臨んでいるというふうに理解をしていただきたいというふうに思っております。

この間、様々な御質問等をいただいたわけでございますが、私が就任をいたしましたのは平成２９年の秋でございました。それ以降の様々な質問に対しまして、このことがどういう形で行政活動に生かされているかということにつきまして、少し、取り組みの実例等を御紹介をしながら回答させていただきたいなというふうに思っております。

先ほど、令和３年からということで３９人、約４０人の方から一般質問があったと。項目の数でいうと、それより随分多くなるということだろうと思いますけど。それに対して、どういった内容で行政活動に生かしてきたかということでございます。一例でございますので、これが全てではないということは御理解をいただきたいと思います。

役場にあります課ごとに申し上げていきたいと思います。

まず、企画課の所管の業務についてであります。

これは、令和４年の９月の定例会の中で、２番、村上議員から質問がございましたが、六日市の連担地における、地域内の交通体系で御不便をしておられるという方がいらっしゃるというような御質問の趣旨だったかと思います。

交通体系たくさんありますので、一概には言えないところがございますが、一つの方法として、現在ある交通事業者の皆さんに御協力をいただきながら、この域内の循環線の実証運行をしてみようではないかということを担当課のほうで検討していただいて、現在もやっておりますが、その意見を踏まえて、六日市の循環線の実証実験をまだ今行っておるところでございます。間もなくこれを、実証ではなくて、実際の運行のほうへつなげていきたいなということで進めておるということでございます。

それから、令和５年の９月の定例会でございます。これは、４番、桑原議員からの質問でございましたが、趣旨は、萩・石見空港が近くにあるけど、なかなかそこに対してのアクセスが悪いと。なおかつ、バスを使おうにも、市内へ行く、それから市内からまた空港へ行くアクセスが非常に悪いということで、空港利用の利用促進についてもやっぱり考えていく必要があるのではないかと、こんな御提案がございました。

これを受けまして、担当課のほうでは、既にこれは行っておりますけど、空港タクシー、いわゆる乗合タクシーの制度化をさせていただきました。これは、吉賀町がやるというよりも、むしろ、今、関係市町で構成しております利用促進協議会がございますので、そちらのほうへ話を持ちかけさせていただいて、今、ほかの地域でもやっておりますような乗合タクシーを行っていただいております。

こうしたパンフレットの中にも出ておりますけど、六日市あるいは柿木のほうから空港へ出向く際、大人料金、子ども料金がございますが、そうしたことを利用していただいて、御都合のいいような、融通が効くような交通体系を準備をさせていただいたということでございます。

同じく令和５年の９月でございました、８番、大庭議員からお話がございました。これは、いろいろ一般質問でも幾度となく議論させていただきましたが、集会所、自治会館におけるバリアフリーの問題でございます。

なかなか御希望に添えるような内容にはなっていないのかも分かりませんが、やはり一般的な考え方の下で、町内にあります集会所のバリアフリー化についての助成金の制度をこのたび創設をさせていただきました。既に、これにつきましては、１か所で実が上がっております。

それから、保健福祉課の関係で申し上げたいと思います。

保健福祉課の関係では、令和３年６月の定例会で、同じく８番、大庭議員から質問がございました。これは、家族介護支援事業があるわけでございますが、これについての対象者の拡充をしていただきたいという御意見でございました。

これもしっかり精査をさせていただいて、そのような意に添えるような制度設計をさせていただいたところでございます。

それから、令和５年の９月でございます。９番、藤升議員から御質問があった関係でございます。これは、既に制度化をさせていただきましたが、高齢者の補聴器の購入費の助成についてでございました。

これも担当課のほうで早々に検討していただきまして、令和６年の４月に交付をさせていただきました。この事業を今行っておりますのは、島根県では、吉賀町をはじめ、益田市、安来市、この３市町のみであります。まさに県内でも先行した事例ということで、現在運用させていただいております。

それから、次は産業課関係になります。

令和５年の３月の定例会で、これは１０番、中田議員からの御提案でございました。木材の利用活用に寄与するような制度設計をしていただきたいというような趣旨の発言でございました。いろいろな御意見がその中でもございましたが、今、産業課のほうが中心になって、森師の研修制度をやっております。間もなく卒業を迎えるということでございますが、卒業後の就業先、そ

うしたことを準備をするということも含めて、この木材利用、９２％ある山の活用をしっかりやっていただきたいと、こういうような趣旨でございました。

これにつきましては、いろいろ施策を展開をしておりますが、特に大きいもので言いますと、先日の全員協議会で答弁させていただきましたように、来年度のところでは新たに林業事業体を設立をさせていただいて、卒業後の就業先、受け皿を準備をさせていただいたということでございます。

それから、同じく、今度は令和５年の６月の定例会でございましたが、１１番、庭田議員からお話がございました。これは、アンテナショップの家賃の負担の御議論でございました。

これにつきましても、いろいろございましたけど、結果的には予算の計上をさせていただいて、今年度、令和６年度から町が負担をするということで対応させていただいています。

それから、同じ６月の定例会、７番、河村隆行議員からの御質問でございます。同じくアンテナショップ関係でございましたが、これは、ここを起点にして、やはり情報発信をしっかりしていただきたいという趣旨でございました。

直ちに産業課のほうで検討していただいて、まずは昨年、創業２０周年というタイミングでもございましたので、現地で式典をさせていただいて、イベントもさせていただきました。ただ、これは創業２０年という一定の区切りだけでなくて、一過性になってしまいますので、これは周年、毎年やっぱりやっていく必要があるだろうということで、今年も既に現地で行わせていただきましたが、今年は２１周年ということになりますが、感謝祭という名を立てまして、現地でいろんな販売であるとかイベントをさせていただいたということでございます。

それから、建設水道課の関係で申し上げたいと思います。

これにつきましては、平成２９年の１２月の定例会、これは１０番、中田議員からの御提案等もございました。これは、浄化槽の設置困難箇所が町内に数か所あると。

それは、やはりその周辺にあるインフラの関係でできないんだということでございましたので、これも直ちに持ち帰りをさせていただいて、少し時間はかかりましたけど、浄化槽の設置困難箇所の解消に向けた対策ということで、これも今年の３月の定例会前の全員協議会だったと思いますが、前建設水道課長のほうから制度設計の内容説明をさせていただきました。補助対象の部分と、それから下水に係る、いわゆる排水の管がないところについては、これは、当然民地であれば所有者の方の御理解もいただきながら、町が直接設置をしましょうということを制度設計をさせていただきました。

この事業は、制度設計する際にも建設水道課も随分苦労しましたけど、県内でこうしたことをやっている自治体は全くありません。吉賀町が初めてです。

それから、税務住民課の関係で申し上げたいと思います。

令和３年の９月、これは６番、松蔭議員からの御提案でございます。いろいろ町内に４％近い外国人の方がいらっしゃるということで、多文化共生の事業をしっかりしていただきたいというような趣旨の発言、このときに限らず、数回いただいておる御意見でございますが。

これにつきましても、日本語教室であったり、いろんなことを展開をさせていただいておりますが、いただいた意見をしっかり受け止めさせていただいて、いろんなことを、今、町内の企業さんにも御協力いただきながら展開をしておるところでございます。

それから、令和６年、今年の３月の定例会でございます。１１番、庭田議員からの御質問でございました。これは昨日の一般質問の答弁でも少し触れさせていただきましたが、かねてから要望等のありました太陽光の発電事業、これと、いわゆる地域との調和に関する条例の制定でございます。

これも、一旦議会のほうへ提案をさせていただきましたが、いろいろ御議論いただく中で一旦もう一回持ち帰りをさせていただいて、改めて仕切り直しをさせていただいて、２回目のところで可決承認をいただいた案件でございました。

これにつきましても、全国的にも例はあまりございませんし、島根県内でも、今回条例制定したのは吉賀町が第１号でございます。非常に情報がない中で、担当課とすれば、様々な協議をさせていただいて、条例を制定をさせていただきました。

今、この条例ができたということで、県内でも、松江市でこれに準じたような動きが出つつあるというふうに聞いております。そうした形で、県内でも先陣を切って制度設計をさせていただいたということであります。

それから、総務課の関係で申し上げますと、令和元年の６月に、これは５番、河村由美子議員からのお話でございましたが、七日市地区における大火があったわけでございますが、その教訓からということで、やはり消防のハード、ソフトの見直しをするべきではないかというような御提案でございました。

ということでございましたので、担当であります総務課、常備・非常備のほうと協議をしながら、結果的には、消防団の出動体制と、もう一つは、毎月消防団が行っております機械器具点検の方法、要領についての改定をさせていただきました。

それから、本年９月の定例会でございます。このときは、１番、桜下議員からの質問でございました。内容は、高津川で発生いたしました、大変残念な事案でございますが、水難事故の関係のお話がございましたが、その中で、やはり事故の原因等あるいは救助活動を見る中では、潜水士の養成とか配備が必要ではないかというような御意見でございました。

これにつきましても、吉賀町が直接関わる、措置する案件ではございませんので、所管をいたします益田広域消防本部のほうへこうした御意見があったということを早速お伝えをさせていた

だいて、情報提供させていただいたということでございます。

こうして、一部なんですけど、一般質問でいただいた内容をそれぞれ各管理職が原課のほうへ持ち帰って、担当の職員含めて様々な方と御協議をさせていただいて制度設計なりをさせていただいておるということを、まず申し上げておきたいと思います。

それから、当然、一般質問以外でも、予算の審議であったり、それ以外の議場の場面であったり、全員協議会であったり、それから通常の役場の中でのやり取りの中で政策提言をいただくことも当然ございます。

その一例を申し上げれば、直近のところで申し上げれば、令和４年に３番、三浦議員からお話がありました帯状疱疹の任意の予防接種のことでございます。これも、大変苦労しておられる方がやはり町内にはおられるんですよというようなお話をいただいておりまして、これを私も直接お伺いをしましたので、担当課、保健福祉課のほうへお伝えをさせていただきました。

これにつきましても、県内では、今もそうなんですが、非常に実施をしておる自治体は少のうございますけど、いろんな情報を仕入れて、任意予防接種の費用についての助成事業も既に行っているというような状況でございます。

様々な場面で、一般質問含めてなんですが、議員のほうから、行政活動に関わる部分の御提案等いただいておりますので、それをしっかり受け止めて対策を講じておるところでございます。

一般質問をはじめとした議論に対する私の姿勢でございます。これは、冒頭まず申し上げましたとおりでございますが、結果として、先ほど申し上げましたような実現できるものと、残念ながら、協議を検討したけどそうはならないものもあるということは御理解をいただきたいと思います。これは、議会基本条例にもあるわけでございますが、町としての最良の意思決定を導くために議会と共に判断する以上、致し方ないことであろうかと思います。必要なのは議会の皆様と議論を尽くすことだというふうに考えておりますので、今後ともこのような姿勢で行政執行に当たってまいりたいと思っております。

今申し上げました吉賀町議会の基本条例でございますが、こういうふうなくだりでございます。私のほうから申し上げるのも大変失礼な話なんですが。「議会及び議員は町民の多様な意見を町政に反映させるため、議員相互の自由な討議を通じて、課題及び論点を広く町民に明らかにし、町としての最良の意思決定を導く努力を不断に強めること」が要するに必要、使命であるというふうに書いてあります。

前段の「議員相互の自由な討議」、これは議員間討議のことだろうと思います。これは、当然、議員の皆さんがそれぞれで、相互で活発な議員間討議をしておられるのだろうというふうに思いますが、後段の「町としての最良の意思決定を導く努力を不断に強める」、これはまさに政策論議でございますので、この議場だろうと思います。あるいはそれ以外の場面での話だろうと思い

ます。これにつきましては、先ほど答弁させていただきましたように、しっかり執行部としましては受け止めさせていただいて、可能なものについては極力そのような努力をさせていただいておるということを申し上げておきたいと思います。

○議長（安永　友行）　６番、松蔭議員。

○議員（６番　松蔭　　茂）　具体的にどういうふうに生かされているかというのは今回初めて知ったようなことでございますので、議員のいろんな提言あるいは質問に対して取り組んでおられるということはよく分かりました。

分かりましたが、昨日もあったんですが「検討する」という、これは執行部の方が、全てではありませんけど、そういうことでその問題を始末されたようなことも多々あるかと思うんですけど、議会でこうして議員の質問なり質疑なり、それを執行部のほうは……議会と執行部との約束ごとなんです。検討するということでその場を納めずに、このたび質問があったことを、何かの形で、こういうふうにしたというふうなことまでやっていただくのが一番いいんじゃないかと思いますが、それができるかどうか。要するに、このたびの議会であったのが、次の定例会に、こういう質問いただいて、こういうふうにやったというところまでやっていただけるかどうか、お聞きします。

○議長（安永　友行）　岩本町長。

○町長（岩本　一巳）　昨日も少しそうした御議論がございました。検討する、これは当然検討するわけです。その結果として、先ほど申し上げましたように、できたもの、できるもの、結果的にやはり残念ながらこれは無理だと、できないということがあるわけでございます。

ですから、例えば一般質問のこの場面で御提案等いただいて、答弁をしながら質疑をするわけですが、そこで即決できるできないということが答弁できればいいわけでございますが、一般質問の通告をいただいて数日の間に、原課のほうと管理職と副町長、教育長含めて答弁の内容を精査をするわけでございますが、その中で当然結論が出ないものが本当に多うございますから、議場の場で答弁、この席でできるできないということが即決できないということは、これは御理解をいただきたいと思います。ただ、検討するということで持ち帰りをさせていただいて、議論していくわけでございます。

それで、今お話のありました、今回の定例会でいただいた案件について、次の定例会でというお話もございました。ものによっては、事柄によってはそうした対応ができるものもあるかも分かりません。それから、やはりかなり長い時間を要するものもあろうかと思います。

先ほど申し上げた内容でも、浄化槽の設置の管の問題であるとか、それから非常に今大きい問題になっております、環境問題でもやりましたが、太陽光発電の規制の問題であるとか、本当に長い時間を要して整理をしなければならないものもたくさんありますので、今回いただいた例え

ばこの案件を次の定例会の中で、今こういう状況ですよということはなかなかできない部分もございます。

ただ、申し上げましたように、いただいた意見を持ち帰って、そのままにしておくということは当然ございませんので、議論させていただいて、できたものにつきましては、また全員協議会等で、タイミングのいいところで説明なりをさせていただきたいなというふうに思っております。情報は極力開示をさせていただいて、議員の皆さんにお返しをさせていただきたいと、このことに努めてまいりたいと思っております。

○議長（安永　友行）　６番、松蔭議員。

○議員（６番　松蔭　　茂）　私の若い頃、ずっと前の話ですが、私のことでちょっと僭越ではございますけど、以前、六日市のふれあいホール、あの中にトイレができた。それから、七日市地区では、今、もうできておりますけど、あそこも何か、トイレと言うたらトイレのような、大変広いところにぽっとあったんですが、そのことについていかがかということを質問したことがあります。そのときに、その当時の保健課長だったかな、検討しますと、こういうことだった。

それで、次の定例会で、どこまで検討されたかということを聞いたら、いや、今もう設計段階で云々ということで、すぐできるようなこと、それはなかなか、すぐはできるのは難しいかとは思うんですけど。特にこちらの場合、民有地があって、用地買収をしないといけない。七日市のほうは町有地だったから、すぐできたんです。それで、３回目に、どこまでできたかということを聞いたら、いや、ほとんどできて、こっちの用地買収も済んでというふうなことがありました。議員のほうも、やっぱりそれを詰めていくというのを今後していかないといけんかと思うんですが。

一般質問、それぞれ議員がおりますので、町民の方には、なかなか執行部のほうには聞こえない話もあるんです。それを取り上げて質問する場合もあるんで、その辺も、町民の方がいろいろ不満があったり、それを何ぼ言うても役場はやってくれないと、こういうことがあったりして、議員が言うてくれというようなこともあるんですが、いや、それはもちろん議会で直接言う機会が何遍もあるので、とにかくあなた方が直接言ってください、そのほうがこたえるんじゃと、こういうふうに言ってますが、なかなかかみ合わない。だから、結局、そういう情報提供の形でも質問をしておるわけでございます。

そういう中で、政策提言も、政策、要するに改善というか、それも当然なされていかないといけんと思うんですが、直接、町長じゃなしに課長さんなりにされる場合があるんですけど、そのときに、はい、分かりました、こうしますということはできないと思うんです。まず出るのが、いや、予算がないから、金がないからというふうなことでやられるんですけど、そのあたりが、課長に権限がどれだけあるのか分かりませんけど、そういうことを全部取り上げておられるのか

どうか。いや、何ぼ言うても駄目ということじゃなしに、ちゃんと取り上げて、また相談された方のほうへ何かの形で回答されているかどうか、あるいは今後そうされるかどうか、その辺を聞きます。

○議長（安永　友行）　岩本町長。

○町長（岩本　一巳）　町議会議員の皆さんは吉賀町民の代表でありますし、吉賀町民の代弁者でございますから、本当に御発言等についてはやっぱり重く受け止めなければなりませんし、私はそのように対応しておるつもりであります。

それで、昨日のほかの一般質問の中で、町営住宅の取り扱いの中で、役場に来たけど確たる回答もなかったと、そうした趣旨の御発言もございました。事実確認は私もしておりませんけど、仮に本当にそうであったのであれば、住民の皆さんとの窓口でのやり取り、電話でのやり取りあるいは書面でのやり取り、そこがやはりまだまだ足りない部分があるんだろうというふうに私は思います。そこはしっかり対応させていただきたいと思いますし、当然、管理職のほうはそのような思いでそれぞれ所属の職員のほうへ対応していると思っております。

それから、町民の皆さんからいただいたいろんな御要望であったり、このことにつきましては、役場の職員、これは管理職であるとか一般職員であるとかそうしたことに限らず、しっかり受け止めさせていただいて、何がしかの協議なり検討をさせていただいて、そのことは、できるできないを含めて、お声かけをしていただいた町民の皆さんにお返しをしているというふうに思っております。これまでもそうだと思いますし、これからもそのような対応させていただきたいと思います。

特に最近は町長宛てに町民の声ということで随分届いておりますが、これも匿名の方はお返しのしようがないんですが、匿名でない、住所とお名前を記されている方につきましては、それぞれ原課のほうへ情報を提供させていただいて、検討した結果を書面でお返しをさせていただいておるところでございます。

特に町民の声につきましては、先般、庁議でも御議論させていただきましたが、例えば、ある課の仕事に限定をした案件であれば、これまではある課に限定をした、その課のほうだけに町民の声を届けておりました。そこから、私の決裁を通じて、届けていただいた町民の方へそれをお返しをしておったというのがこれまでのやり方です。

それでいくと、やはり担当する課のところしか町民の声が分からないわけです。そうでなくて、いただいた声は、自分の課以外の仕事であっても、情報を役場全体でやはり共有するべきだろうというようなことをお話をさせていただいて、以後については、現在の状況を申し上げますと、町民からいただいたそうした声については、いただいた方の名前は伏してになりますが、全職員に情報共有をさせていただいて、それについての回答は当然該当する課のほうで整理をさせてい

ただいて書面で返すと、こういうふうなことにさせていただきました。

特に、これは町民の声ということに限定をした話になってしまいますけど、いただいたものについては役場職員全員が情報共有をするということで、今、変更させていただいたところでございますので、そのようなことで、ほかの案件、窓口対応であったり電話でのお問い合わせであったりということにつきましては、しっかり職員で共有させていただいて、対応なりをさせていただきたいなというふうに思っております。

それから、日々の町民の皆さんとのやり取りの中でなかなか、町民の方が、役場のほうへ言っても轟かんな、とか、そういうことがあるんだろうと思います。ですから、最終的にはお近くの議員の皆さんのほうへ声を届けて、議員の皆さんがその代弁者ということで町のほうへ届けていただいたり、こうした議場でお話をされているのだろうと思いますが、まずはそこに至らず、町民の皆さんの声は役場のほうへしっかり届けていただいて、役場のほうから直接また町民の方にお返しができるような、そうした信頼関係といいますか、情報のやり取りができるような、そんな開かれた行政をやっていかなければならないかというように思います。

今日、私を含めて管理職も全員聞いておりますので、そういうことで、またこれからも努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（安永　友行）　６番、松蔭議員。

○議員（６番　松蔭　　茂）　お互いの情報、町からの情報、町民からの情報をどんどんどんどん交換していったら理解してもらえるかと思うんです。大体、町民の皆さんが言われるのに、議員は何しとるんか、金ばっかり取っとると、そういう悪口は直接聞きます。そりゃ、言いやすいから言うてくるのかと思うんですが。

議員も町の政治の政治家――政治家というのがちょっと、表現が分からんけど――この一員ではありますので、何しとるかということで、やっぱり町民の方に理解してもらわんと。それで、今いろいろ話をして、政策の提言なりをお願い、どういうふうかというのをお聞きしたわけなんで、それがはっきり分かってくると、いや、私たちはこういうことをして、あなた方の相談なり、それを提案して、町の執行部のほうも町長もやってくれとるんだと、こういうふうなことがはっきり言えるかと思います。

ということで、今後もひとつ、議員も政治家。政治屋と言われんような形でやっていったらと思っております。そういうことで、今後も情報を共有していくようにひとつよろしくお願いします。

これで終わります。

○議長（安永　友行）　以上で、７番目の通告者、６番、松蔭議員の質問は終わりました。

休憩に入る前に、ちょっと皆さんにおつなぎをしておきます。

次の８番目の通告者、河村隆行議員と、１１番目の質問者の２番、村上議員から、質問の際の参考資料を添えたいという申入れがありましたので、それを許可しましたので、この休憩中に机上に配付をしておきますので、参考にしてください。

それでは、ここで５分間休憩します。

午前９時37分休憩

……

午前９時44分再開

○議長（安永　友行）　それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

８番目の通告者、７番、河村隆行議員の発言を許します。７番、河村隆行議員。

○議員（７番　河村　隆行）　それでは、１点通告してありますので、お願いします。

地籍調査ということで通告してあります。

地籍調査はなぜ今必要なのか。

国土調査法に基づく地籍調査は昭和２６年に開始され、既に調査が完了している市区町村がある一方で、いまだに調査に未着手の市区町村も存在しており、各都道府県ごとの進捗率のばらつきも大きくなっている状況にあると。未着手市区町村の中には、地籍調査の必要性や有効性については一定の理解を示しているものの、財政状況が厳しい、長期にわたって財政的・人員的負担が必要となるのではないかといった理由から、調査に踏み切れないでいるところもあると。地籍調査は、土地をめぐる行政活動、経済活動、全ての基礎データを築くものであり、いずれは全国全ての地域で完了されるべきであると。また、地籍調査への着手が遅れてしまうと、土地境界の調査に必要な人証や物証が失われ、時間が経過すればするほど調査が困難になることも予想されますという、国土交通省のパンフレットも紹介させてもらいましたが。

吉賀町は、令和５年度で、進捗率は９．５５％しか進んでいません。対象面積約２６０平方キロのうち２０平方キロ、このペースでいくと、全域完了まで何年かかりますか。進捗率は、島根県内１７市町村の中で最下位です。完了も２町あります。県平均も５０％を超えています。

そこで、先ほど配付をお願いしました資料を見ていただきたいのですが、これは進捗状況と、グラフがあります。このグラフを見ていただくと、一目瞭然。令和５年度の状況ですが、吉賀町１０％、益田市１４％、津和野町３３％、このグラフで５４％という平均線も引かれております。また、吉賀町は５年度で０．３３平方キロ、益田市が５．７２平方キロ、津和野町が２．９８平方キロ実施されております。ただ、１０％といいましても、実際は７．５５なんですが、今進行中も含めて９．５５ということになっているのかと思っております。

県内最下位、それも余りにも差があると思うんです。町長、恥ずかしくないかと思っております。この調査の持つ意味を本当に理解されているのか。

県の用地対策課にお聞きしました。なぜこのような開きが、差がついたのかとお聞きしますと、これはあくまでも市町村の意向を尊重しているとのことでした。ということは、吉賀町は申請していなかったことになります。国も県も地籍調査の完了を目指しているのに、なぜ町は取り組まないのか。地籍調査の必要性を理解されていないのではないですか。

国も、効果について、９項目について説明をされています。県も、必要性、活用について示しています。土地管理の適正化、土地取引の円滑化、まちづくりプラン等への活用、課税の適正化。

当吉賀町は令和５年度末で未実施が約２４３平方キロあり、毎年新規で１平方キロずつ実施しても２００年以上かかります。このようなことでまちづくりに役立ちますか。

平成２８年から令和５年度まで７年で約１．５％の進捗率、２８年から３１年までは３，０００万円から４，０００万円、令和２年から２，０００万円、５年は１，０００万円台の事業費です。進捗率も０．１％です。また、決算書で、県支出金も当初より毎年減額されていますが、これはなぜですか。４０％近くも減額になったときもあります。そして、今も続いています。県は、事業を進めてください、でも町はできません、これだけしかできませんでした、だから残りはお返しします、毎年この繰り返し、本当に恥ずかしくないかと思います。原因はどこにあるんですか。なぜ進まないのですか。

また、今年度の決算委員会で各課のヒアリング時に、山陰道の大きい事業のある市町に多くの予算がつき、その他の市町は少ない傾向であるとの担当課の説明でしたが、県に聞きますと、そういうことはありませんと。

令和５年度で３～５平方キロも進捗している市町もあるのに、なぜ吉賀町は０．３３なのか。町長は、令和２年度決算審査特別委員会審査意見に対し、地籍事業について報告されています。そして、４年度も、審査意見に対する報告で、予算確保が困難、厳しい状態にあると同じことを報告しています。

予算減額しておいて、予算確保が困難とのことですが、議会に対して虚偽の報告ではないですか。見過した議会が悪いんですか。議会は議事機関です。決算認定審査での結果を翌年度の予算審査で確認し、議会もしっかり検証するのが二元代表制の議会の務めです。

町長はこの件についてどのように思われているのか、まずお聞きします。

○議長（安永　友行）　岩本町長。

○町長（岩本　一巳）　それでは、河村隆行議員の地籍調査事業について、まず前段のところについてのお答えをさせていただきたいと思います。

９番議員の一般質問でも同じような内容の質問がございましたので、回答の内容で重複するところがあろうかと思いますが、この点については御了承願いたいと思います。

まず、ここまで遅れてきたことについてであります。

地籍調査が進まない原因としては、やはり着手から登記完了まで約５年間かかることや、令和２年度から予算の配分の制度改正によりまして、新規に地籍調査を行う地区について、予算がつきにくいという状況にございます。

解決方法の一つといたしまして、森林境界明確化事業や山村境界基本調査などによる山林航空レーザ測量地図を活用した調査がございます。その成果を地籍調査の一部として活用する方法もあることは事実ですが、こちらについても大変予算がつきにくい状況となっております。しかしながら、この点につきましては、本当に精力的に要望活動を行っておるところでございます。

９番議員のところでも少しお話もさせていただいたかも分かりません。このレーザ測量の件につきましては、個別に、私と担当課長になります産業課長とが、今年の７月の３日、当時、農林水産省の大臣政務官でありました舞立先生のところへ直接アポイントメントを取って出かけさせていただいて、政務官室のほうで、直接、先生のほうへ要望書等も出しながらお願いをさせていただきました。今、臨時国会で、補正予算であるとか、また今度は当初予算の審議が行われる時期が来るわけでございますが、その中で、今回の要望等も含めて、予算がつくことを大いに期待をしているわけでございます。

進捗率が全てではないかとは思いますが。といいますのは、やはり平地をすると進捗率はなかなか進みません。ただ、山林をしますと、今度は一気に進捗率が上がってくるという、こういった傾向がございますので、そこだけにあまりとらわれてもいけないかと思いますが、しかしながら、こうした赤色レーザ測量を活用することによって、地籍調査もそうですが、ほかの用途としても非常に使えるということがございますので、地籍調査の予算確保ももとよりですが、こうしたことも駆使しながら対応、今からも考えていきたいなと思っております。引き続き、要望活動は、当然のことながら行っていきたいと思っております。

それから、まず２つ目にありました県の支出金の減額の件でございます。

例年、県に対して必要額を要望いたしまして、当初予算に計上しているところでございますが、国から島根県、そして島根県から吉賀町へ予算の内示がございます。これが一般的な流れでございます。その内示額から、その年の事業を取捨選択して、補助金の交付申請となります。この予算に計上した要望額と県からの内示額との差額、交付申請の段階で減額となったのが、令和５年度で約４０％の減額となっております。

町といたしましては、予算に計上した額を実施したいところではございますが、補助金の対象とならない事業箇所について、町単費で行うという手法も当然あるわけでございますが、年度の全体の予算、一般財源を使ってやるところの予算の配分等見ながら、やむなくその予算を減額をしていくということになるわけであります。

先ほどの通告の中でも、議員のほうからは、地籍調査の必要性を理解していないのではないか

あるいは予算減額において議会に対して虚偽の報告ではないかという、私としては少し残念な表現もあったわけでございますが、我々といたしましては、先ほど言いましたように、当然、この事業の必要性を理解しております。理解しておるから、毎年度、県、国に対して要望活動も上げているということでございます。

その結果として、残念ながら要望が通らずに、国から島根県、さらには島根県から吉賀町への配分が当初の思惑よりも少なくなるということで、予算の調整をせざるを得ないというようなことになるわけでございますので、厳しい御指摘もあるわけでございますが、この点につきましては、ぜひ御理解を賜りたいというふうに思っております。

○議長（安永　友行）　７番、河村隆行議員。

○議員（７番　河村　隆行）　島根県の用地対策課にお聞きしたんですが、今の資料見ていただくと分かると思うんですが、島根県も６，１７２平方キロあって、３３平方キロ消化されていますが、これが大体平年のペースだと。年０．５％ぐらい、２年で１％ぐらいの水準でいっていると。進捗が事業の性質上、今、長年かかるという、難しいことと、国からの予算がつきにくいという説明もありました。

それで、０．５％で３３平方キロの消化できるという枠があるのなら、仮に町が３平方キロ申請しても、５年度の１０倍になるんですが、これでも７０年かかるんです。３３平方キロ、県の予算の中で６平方キロぐらい頂いたにしても、３５年かかるんです。

先ほども町長言われましたが、平成２８年から令和５年まで８年間、地籍調査の総事業費が２億３，０００万円、県に当初申請しているのが１億８，４００万円、実際に補助金が１億４，２００万円ぐらい、町持ち出しが８，８００万円ではないかと概算では思っていますが、これで進捗率で４％か５％以内だと思うんですが、１年度でその２億円使ってもそのぐらいしか行かないと。

町長、先ほども言われました、昨日も地籍調査の質問の中で津和野町の話が出まして、平地と山林との違いが出ましたが、津和野町さんも、このデータ見てもらうと分かりますが、２．９８、３平方キロぐらいです。町の１０倍ぐらいだと。昨日、津和野町さんの予算も言われていたような気もしたんですが、やはり、やるかやらないかということだと思うんです。

それと、令和２年度決算審査特別委員会審査意見に対する報告、これ、地籍調査事業については進捗率が県下でも最低の状況にあると。国、県に対して予算要望し、進捗率向上に努められたいという意見書を出しました。すると町長は、４年に報告があったんですが、地籍調査事業については国、県の予算確保が厳しい状況が続いておりますが、要望活動を強化し、予算確保に努め、進捗率の向上を図りますと。そして、令和４年度の決算審査意見についても同じように、地籍調査事業は財源確保が厳しい事業ではあるが、町民の生命、財産を守る観点からも、自主財源の投

入も視野に入れ、進捗率の向上を図ることという意見書を出しまして、町長の対応策として、補助事業の予算確保が困難な状況ですが、引き続き予算確保に努めるとともに、他の事業との関係で早急に対応しなければならないような場合には自主財源での事業も実施しますという、これは今年度に報告されました。

地方自治法第２３３条５項に決算のことがあります。「普通地方公共団体の長は、第３項の規定により決算を議会の認定に付するに当たつては、当該予算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。」とあります。

併せて提出する書類は、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が挙げられております。首長には、政策の成果が出ているかどうかを説明する書類を議会に提出する義務があると思っております。この意見書は、どうですかという成果を確認しようとする資料だと私は思っているんですが、この報告書では議会に対して義務を果たしていないんじゃないかと。成果が見えないと。県内最下位、１０％で、それでも町長はこれ成果と思われるんですか。私は成果とは思えません。だから、議会に対して報告が違うと思っております。

そして、今後は農業、林業の振興のため、また大規模災害の発生に備え、円滑な防災・減災事業の実施などのため、地籍調査を急ぐ必要があると思います。また、事業経費については、市区町村が実施する場合、費用の２分の１を国が負担し、残りを県と町村で均等に負担し、特別交付税が８０％交付されます。県、町の実質負担は事業費の５％となります、とあります。町も早急に取り組んでいたら、防災工事、急傾斜地対策などの工事においても事業が円滑に進み、工事着工遅れなど発生しないし、それに伴い、事業費の増額も発生しません。地元負担なども予定された額に収まると思います。地籍調査の遅れがいろいろなところに影響を及ぼしている。

調査の遅れについて、各項目、８項目ありますが、それぞれに答弁のほうお願いします。まず、なぜここまで遅れたのか、早急に進める必要がないと思われるのか、県支出金はなぜ減額が続いているのか、再度お聞きいたします。

○議長（安永　友行）　岩本町長。

○町長（岩本　一巳）　まず、今、お問い合わせのありました１つ目、なぜここまで遅れたのか、早急に進める必要がないと思われたのか、もう一つは県支出金はなぜ減額が続いておるのか、このことにつきましては、先ほど登壇の際にお答えをしたのが全てでございます。

議員のほうからいろいろお話がございましたが、決算に関わるところで、成果の話がございました。実施をした面積のこと、進捗率の低さのことで、成果が上がっていないのではという御指摘でございます。

我々といたしましては、先ほど答弁をさせていただきましたように、残念ではございますが、要望した金額に対しての内示が非常に少なかったということで、これは残念なんですが、しかし、

与えられたその財源はしっかり活用させていただいて、与えられた内示額に基づいて事業のほうは１００％行っておるということでございますから、出来高の大きい小さいでいうと議員の言われるとおりかも分かりませんが、与えられた財源でやった仕事については１００％やっておりますので、そこは私は成果としてぜひ御理解をいただきたいと思います。

それから、決算の関係で、成果の報告であったり、それから明細書のことであったり、決算のことにつきましては、決算書の中へ事項別明細をつけたり、それから実質収支もつけておりますので、そちらのほう見ていただきたいと思いますし、それから成果の報告が、決算審査の意見書に対する回答が、これが成果だというふうな御発言だったと思うんですが、我々は、地方自治法に規定するそれぞれの年度の成果の報告書は毎年度、今回も提供させていただいているかと思いますが、かなり分厚い事務報告書があると思いますが、これでございますから。これが、吉賀町役場の前年度、決算を受けるときの、今回でいうと令和５年度の事務報告が全て、いわゆる成果の報告書として置き換えて報告をしているものでございますので、そちらを吉賀町が行った令和５年度の成果ということでぜひ見ていただきたいと思います。そうした趣旨で、毎年毎年、担当課のほうで集約をして提供させていただいているものでございます。その中に地籍調査のことも出ております。

ただ、その記載内容は今御指摘のあったとおりでございまして、限られた、与えられた予算を執行したという、その内容をお伝えをさせていただいているということでございます。

○議長（安永　友行）　７番、河村隆行議員。

○議員（７番　河村　隆行）　事項別明細書等と実質収支に関する調書、これは添付書類だと思っております。本当の成果とは、出来上がったよい結果、この予算を使ってこれだけのことをしましたという、その結果だと思っております。町長が言われるのは、事項別明細書とは思いますが。

また、県のほうにお聞きしましたときに、なぜ進んでいかないのか、よその市町村はどうなんですかと聞きましたら、やはり、これからも質問出てくるんですが、体制の問題があって、担当課をしっかり、地籍調査課とか、担当者を増やしたりとかいろんな、そういうことをされていますと。補助金もバランスを見て配分していて、あくまでも市町のおっしゃられることを確認しながらやっているという対策課のお話ではありました。

次の質問になるんですが、調査の遅れにより工事費の増額になり、地元負担などの増額にはどのように対応していくのか。また、これまでこういう事例は発生していなかったのか。課税の適正化・公平化についてはどのように考えておられるのか。また、１０％、今済んでいる状態ですが、これでどのような町内に課税上の変化があったかということをお聞きします。

○議長（安永　友行）　岩本町長。

○町長（岩本　一巳）　ありがとうございます。お答えをさせていただきますが、議員のほうが、

直接県庁の用地対策課のほうへ行かれて、調査をされたり意見交換をされたということでございます。

それで、先ほど、成果報告書のことがございましたが、成果報告書は決していいことばっかり並べることでは私はいけないと思います。やはり、できなかったことはできなかったことで、しっかり報告をする。ですから、成果が、全てよい成果であれば我々もそれに越したことはないわけでございます。やはり反省すべき悪い成果もあるわけでございますから、そこはやはりつまびらかにして、事務報告書という形で議会のほうへ情報提供するのが私は本来の姿であろうかと思います。

いいことばかり並べて、はい、これをやりました、できました、そういういうことばかりをやっていくと反省材料がないわけでございますから、そこはやはり情報提供あるいは情報開示という意味では私はいかがなものかなと。できたこと、できなかったこと、全てをまとめて議会のほうへ提供させていただく、厳しい御批判があれば厳しい御批判を享受するという姿勢が、我々執行部には求められているというふうに思っております。

それから、用地対策課のほうでいろいろ資料提供受けたり御議論されたということで、先ほどお聞きしますと、用地対策課のほうの、どなたか分かりませんが、担当職員のほうからは、１９の市町村なんですけど、全県、吉賀町含めて。１９の市町村に対して、バランスよく予算の配分をしているという御発言であったり、自治体の意向を尊重して、配慮してやっておられますという発言があったということでお聞きしましたので、逆に我々は、議員のほうからこうしたお話がありましたということで、来年度以降の予算要望のときにはしっかりそのことも伝えさせていただいて、議場で議員の方からこうした御発言がありましたのでぜひ御配慮していただきたいということをお伝えをして、予算要望を担当課から県の担当課のほうへ伝えさせていただこうと思います。ありがとうございました。

その上でなんですが、まず、調査の遅れについてでございます。調査の遅れによりまして工事費が増額し、地元負担が発生したという事例はないというふうに考えております。しかし、地籍調査が入っていない地区で、公共事業などの際に、現地と記述が合わないことが原因で、事業に入ることができない事例があるということは事実でございます。そうしたところで、やはり工事執行に当たって支障を来しているという事例はあるということでございます。

あらかじめ、事業実施の予定箇所がある場合に、島根県との協議で計画に入れることで優先的に補助事業となることはありますというのが、先ほど言いましたような国とか県の事業であるとか、あるいは町のほかの公共事業とセットで地籍調査をする場合には、何らかの加味される部分があるというところだろうと思っております。

それから、課税の適正化・公平化についてでございます。正確な面積で課税されることで、適

正化・公平化につながると考えますが、影響の多いと思われる平坦部から着手しておりまして、早期に調査を完了したいと思っております。

また、１０％、既に済んでいるということでどのような変化が起きたかということについてでございますが、地籍調査が完了すると、法務局のほうに情報が入るわけでございまして、登記事項が変更になります。完了区域が全体に占める割合は少なく、個々の固定資産税の増減はあると考えますが、現時点においては大きな変化があるとは認識をしておりません。

○議長（安永　友行）　７番、河村隆行議員。

○議員（７番　河村　隆行）　続いて、地籍業務内容から、税務住民課内に地籍対策室等、新たに設けて進めるべきではないかと思っておりますが、これについてもお願いします。

また、最近、人事異動などもなく、担当職員も少ないのでは。災害が起きたときなど、復旧工事に支障が出ることが想定されますので、どのように対応されるのかと。先ほど少し答弁がありましたが、県のほうにお聞きしたときも、よその市町は課を設けたり、体制が１０人であったりとかいうようなところもあったというようなことは聞いております。

吉賀町、どういうふうにこれを、まず平均値まで上げていく。次のところで目標とかお聞きするようになっているんですが、やはりそのためにはどうするのかということをまたお聞きしたいと思いますが、まず、今の３点についてお伺いします。

○議長（安永　友行）　岩本町長。

○町長（岩本　一巳）　まず、税務住民課内に地籍対策室の設置ということについてでございますが、ほかの議員の答弁でも触れさせていただきましたが、現在、職員で構成いたします組織機構・人事管理適正化委員会というのを開催中でございまして、鋭意協議をしている最中でございます。この中において組織機構の検討を進めておりますので、引き続き協議したいというふうに思っております。

専門の部署を設けると、職員数の増加につながることもございますので、これまで御提案いただいた他の部門を含めて、慎重な検討が必要というふうに考えております。職員の配置、人員のバランスというのは、それぞれの事務も含めて大変重要な部分でございますので、これは一つのセクションだけのところにやはり目を向けて考えていくというのは非常に難しい部分がありますので、総体的な枠の中で、体制の中で考えていかざるを得ないかというふうに思っております。

それから、先ほど、県のほうからは、自治体によっては１０人ぐらいの体制でというお話がありました。市部でも１０人はどうかなと。町村では１０人というのは到底考えられません。吉賀町の職員が、正規職員だけで１００人しかおりません。会計年度を含めるとかなりの人数になりますが。そうした中で、地籍のほうへ、１０人は無理にしても、今の人数を現状で倍増あるいは３倍にするというのは、とても現状では無理というふうに考えております。

それから、これに関する担当職員についてでございますが、島根県の予算がこれから十分に配分をされまして、今の体制では進捗できないということになれば、当然これは、１０人ということになりませんけど、少しやはりマンパワーを増やして、いただいた予算がしっかり１００％実施ができるような体制はやっぱり取っていかないといけないかと思います。

仮にそうしたことができれば、今度は体制が整うわけでございますから、これについての予算要望もできますし、それから、県もそこを配慮していただいて予算もつけていただく可能性が出るかも分かりませんが、現状は予算をまずいただくということを、しっかり汗をかいていきたいなというふうに考えております。

それから、災害などの場合の災害復旧のほうの支障のところでございますが、地籍調査が未了の土地があって、災害の復旧工事に支障が出ることはないというふうに現在は思っています。

しかし、所有者の方が亡くなっていたり、所有者不明の土地などがあれば、これは災害復旧とかそうしたことに限らずでございますが、そうした場合にはやはり支障が出てくるというふうに考えております。

○議長（安永　友行）　７番、河村隆行議員。

○議員（７番　河村　隆行）　最後になりますが、この地籍調査事業、これ、何年までに完了させたいのかと、そのためにはどのような実施方法で進めていくのかと、これの具体的な計画と回答のほうをお願いしたいと思います。

○議長（安永　友行）　岩本町長。

○町長（岩本　一巳）　この件につきましても、９番議員のところでお答えした内容と同じになろうかと思いますが、全体の完了年度につきましては、現段階で示すものはございません。要するに１００％はいつ来るのか、訪れるかというお話だろうと思いますが、現状においてはその計画は持っておりません。

現在は、第７次の１０か年計画、これは令和２年度から令和１１年度まで、面積としては４０.８３平方キロメートルをやっていくと、こういう計画の中で今進めているわけでございますが、このことについても、今の予算の配分、内示等の状況を見ると、非常に厳しい状況ではないかというふうに思っております。

これから、今、手持ちの７次の１０か年計画、令和１１年度までの計画でございますが、これからしっかり挽回ができるように、予算の獲得に汗をかいていきたいなと思っております。

それから、先ほども申し上げましたが、地籍事業だけの予算ということでなくて、ほかの切り口、ですから航空レーザ測量とかそちらのほうの予算を獲得しながら、山の仕事も進んでいく、同時に地籍の関係もやはりこうして進んでいく、そうした手法もあるわけですから、そうしたことについてもしっかり汗をかいていきたいなと思っております。

○議長（安永　友行）　７番、河村隆行議員。

○議員（７番　河村　隆行）　お話聞いていますと、本当に地籍調査を今しなければいけないんだというような感じが伝わってきません。本当に必要でないと思われるなら、再検討されるべきだと思うんですが。

それで、町長就任されてからもう８年目に入っておられますが、毎年の進捗率、事業費と同じように経過しているんです。頑張っているが予算がつかないからとか、そういうのをやはり７年も８年もかけて、同じことを言われて、同じようなことをされて、努力していますというのが、町長はそう思われるかもしれませんが、普通の人はそう思わんのじゃないかと思うんです。

本当に地籍調査が必要ならしっかり対応して、来年度予算にも、時間的余裕はないかもしれませんが、新年度予算にも反映されるかもしれませんが、やはりそこは町長の思いでこの地籍調査事業を進めていくんだという、必要性がしっかりと見えてこないというのが残念でならないのですが、もう一度、新年度予算に反映されるかどうかというところも含めてお考えをお聞きします。

○議長（安永　友行）　岩本町長。

○町長（岩本　一巳）　繰り返しになりますけど、我々といたしましては、地籍調査は非常に大事だということで受け止めて、毎年度毎年度、県、国のほうへ要望しているわけでございます。その結果として、予算がついてこないということでございます。それが町長の力量がないと、こういう話だろうと思いますので、それは真摯に受け止めなければならないかと思います。実際そうでない自治体がたくさんあるわけですから、そこと比較をされると、それはやっぱりは甘んじて受けざるを得ないというふうに思っております。

ただ、それがやはりあるべき姿ではないわけでありますから、先ほど言いましたような、地籍調査事業の予算の獲得と並行してほかの形で予算を獲得をして、それをもって地籍調査に類するような仕事をしていって、全体の地籍調査の達成率を現在の９．５５％からまずは２桁、２桁に行ったら２０％、５０％。既に１００％を川本町と美郷町は達成しているわけです。そうした自治体もあるわけです。ただ、ここはやはり早い段階から地籍調査をしておるという事情はございます。

それから、先ほど議員のほうからもお話がありました、とりわけ益田管内のお話をされましたけど、吉賀町の場合は、先ほど答弁させていただきましたように、旧六日市が平成９年度から、それから旧柿木村については平成１２年度から。ですから、吉賀町全体とすれば、平成９年度からスタートしたわけです。それから、津和野町が平成６年度から、それから益田市も平成８年度から、県内１９市町村の中で、平成の時期から始めたのはこの３市町だけです。ですから、全体にいうと、棒グラフも進捗率伸びていないはずです。

そこの一つの原因は、やはり令和２年度からの予算のつき具合が非常に厳しくなったというこ

とは、やっぱり一つにはあるわけです。

これは、吉賀町だけとか島根県だけとかいう話ではなくて、やはり国全体がこの地籍調査事業をどのように考えておられること、どのように考えておられること、ここに尽きるんだと思います。

私も数回、東京で行われる全国国土調査会ですか、そちらのほうの総会にも出たことがあります。ここへ出てしっかりほかの首長さんと出席をさせていただいて、予算を獲得をする方法もありますよということで出席をさせていただくこともありました。なかなかそれが成就しません。でも、それは繰り返していかないといけないわけですよね。少しやはり年数かかるかも分かりませんけど、そのことだけで言うとですね。でも、それだけでは片がつきませんので、いろいろな方法を駆使して頑張っていかなければならないかというふうに思っております。

着手した年度が遅かったから、予算のつき具合も厳しいということを言っておっても始まりませんので、これが本当少しでも進捗するように、それから議員が言われるように、進捗率が毎年毎年０.幾らじゃなくて、１％、２％、正数のなるべく高いところで進捗できるように、予算獲得を含めて頑張っていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（安永　友行）　７番、河村隆行議員。

○議員（７番　河村　隆行）　吉賀町は国有林等がありまして、こういうマップもあるんですが、本当に達成されていないんです。先ほども成果の話で、町長は、達成できないのもその成果だと言われたんですが、どうしてもこれだけの年月かけてあれだけ陳情に行かれて、これだけ時間をかけても達成できないということと、この一般質問でお願いしました具体的な計画と回答をいただきたいというのが、事前に出していても、やはり急にはできないということは、町長にそういうお考えがないんだと、地籍調査を重要視していないんじゃないかという思いがどうしても拭い切れないんですが、本当に災害とかいろんなことで地籍調査進めていかないと、昨日の話もありましたが、人証、人の証言とか物証、いろんなものが失われていくと思っております。早く取りかかるべきで、特に一般質問でいただきたいというのを書いて出しまして、それがないと言われるのは本当に悲しい、一言で計画もないと言われるのは本当に悲しいことだなと思いまして、私の一般質問を終わります。

○議長（安永　友行）　以上で、８番目の通告者、７番、河村隆行議員の質問は終わりました。

ここで５分間休憩します。

午前10時33分休憩

……

午前10時42分再開

○議長（安永　友行）　それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

９番目の通告者、８番、大庭議員の発言を許します。８番、大庭議員。

○議員（８番　大庭　澄人）　それでは、質問を始めます。

私は２問の通告をしておりますが、最初に、よしか病院はということで。よしか病院は１０月頃から午後の診察がなくなっているが、その経緯をお尋ねします。

○議長（安永　友行）　岩本町長。

○町長（岩本　一巳）　それでは、大庭議員の１点目、よしか病院はということについてでございます。

１点目の外来診療の体制変更に係る御質問にお答えをしたいと思います。

外来診療の体制変更につきましては、１１月１日から総合診療科の午後の診療をなくし、１１月１４日から毎週木曜日の午後に小児科外来の診療を開始しております。その他の外来診療につきましては、午後の診療を含め７月以降の体制変更はございません。

では、午後の診療をなくした総合診療科について、変更の経緯をお答えをさせていただきたいと思います。

まず、診療科目については条例で定めておりますが、診療時間については、指定管理者の仕様書において、時宜により、要するにそのときの状況や条件によって指定管理者が定めるとしております。今回の変更も、指定管理者であります医療法人カタクリ会において検討され、町にも事前に午後の総合診療科診察の体制を変更する旨の説明がございました。

また、地域に向けては、１０月４日にカタクリ会のホームページで体制変更のお知らせ、カタクリ会だより１１月号、さらにはケーブルテレビの定時放送において、事前に広報、周知がされております。

周知の内容といたしましては、このような内容でございます。１１月１日より訪問診療をはじめとする診療体制充実のため総合診療科の診察は午前のみとします。なお、医師からの指示がある場合や、急な体調変化などは午後も対応いたしますという内容のものでございます。

カタクリ会からは、この周知内容にありますように、総合診療体制の変更は、午後の総合診療の受診者が少ない状況を踏まえてということでございます。

具体を申し上げますと、令和６年３月から１０月までの受診者数全体の８割が午前の受診、そして午後は予約診療も含めて２割程度、こういった状況でございます。その時間を訪問診療等の充実につなげるために施したものであるというような報告も受けまして、町といたしましても了承しているところでございます。

また、午後においても、救急発熱外来の担当医師は配置しておられますので、何かあれば病院へ連絡をすることで対応できるので安心していただきたいということも併せて報告を受けたとこ

ろでございます。

以上が、総合診療科の午後の診療をなくしたという経過になります。

○議長（安永　友行）　８番、大庭議員。

○議員（８番　大庭　澄人）　主に訪問診療という在宅医療に午後は充てるというようなことでしたが、訪問診療というのは毎日あるのか、また、患者がそんなにおるのか、その辺をお伺いします。

○議長（安永　友行）　岩本町長。

○町長（岩本　一巳）　受診の状況を午前・午後に分けて、そして午前のところはおおむね８割、午後のところは予約診療も含めて２割ということで午後は少ないということ、それに併せて訪問診療の充実に努めたいと、こういう趣旨でございましたが、訪問診療の状況につきましては、医療対策課長のほうから説明をさせていただきたいと思います。

○議長（安永　友行）　渡邊医療対策課長。

○医療対策課長（渡邊　栄治）　ありがとうございます。質問にお答えをしたいと思います。

訪問診療については、毎日あるのかという御質問でございますが、ない曜日もあるというふうには認識をしております。その部分については、医師同士のカンファレンスの時間を取ったり、そういったことも今までできていなかったということも聞いておりますので、そういったところで診療体制の強化というところにはつながるのではないかというふうには考えております。

それから、患者につきましても、先日開催された病院報告会の中でも少し診療部のお医者さんからの報告もありましたが、訪問診療については徐々に今伸びているような状況でして、その部分について１人の医師、午後の担当の医師が加わることで、それに十分対応できるのではないかというふうに考えておりますので、そういった状況です。よろしくお願いします。

○議長（安永　友行）　８番、大庭議員。

○議員（８番　大庭　澄人）　訪問診療は週に何日あるかというのを、その辺を具体的にお願いします。

○議長（安永　友行）　渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊　栄治）　すみません、大変申し訳ないです。訪問診療が週に何回か、どのようなスケジュールかということは、今の状況では把握をしておりません。

○議長（安永　友行）　８番、大庭議員。

○議員（８番　大庭　澄人）　把握していないということなんですが、１週間に１回ぐらいではないかなと私は思うんですけど、それは私の予測ですので控えます。

３月に開所しまして、１年は今の体制でいくというようなことを言われまして、１年は見ないといけんのじゃなと思いましたが、早くも１１月から変わって、予定変更ということであります

が。その良し悪しは別としまして、変わるんだったら、今眼科がものすごく受診者が多いんです。眼科は月に１回の診察だったと思うんですが、それを２回か毎週か、その辺ができないかどうか。あんまりこういうことを言ったらなんですが、２人ぐらいしか診察ないような科でも月１回あるという、そういうようなこともありますし、その辺で含めてもっと洗い直しをすべきと思うんですが、その辺のことはどう思いますか。

○議長（安永　友行）　岩本町長。

○町長（岩本　一巳）　眼科の話がございました。私が、じゃあという立場ではございませんで、これを運営をしておりますのは医療法人カタクリ会が指定管理者として、しておられます。先ほどの総合診療科の午後のことにつきましても、指定管理者でありますカタクリ会のほうからの申し出によって、町のほうがそれを了承するかどうかということでございますので、今、議員のほうから御意見があったということは、日々、医療対策課と、それからカタクリ会の、特に事務部との情報共有はする場面があるわけでございますから、そうした情報提供、こうした御発見がありましたということはお伝えをすることはできます。その上で、医療法人カタクリ会が眼科の受診の回数をいかようにするかというのは、当然そちらの指定管理者のほうで御協議なり御検討される案件だというふうに思っております。

まずは、そうした御意見があったということを、医療対策課のほうから医療法人カタクリ会のほうへお伝えをさせていただきたいと思います。

○議長（安永　友行）　８番、大庭議員。

○議員（８番　大庭　澄人）　伝えてもらえるということでしたので、よろしくお願いいたします。

２番目の質問で、新病院のことで、全員協議会でも説明がありましたけど、新病院の予定地とか、規模もですが、改めてお伺いします。新病院の予定地はどこになったのか。また、規模は当初のままなのかということをお願いします。

○議長（安永　友行）　岩本町長。

○町長（岩本　一巳）　全員協議会で説明をさせていただいております。その繰り返しの答弁になることは御了承いただきたいと思います。

まず、新病院の予定地についてでございますが、建設の候補地といたしましては、お伝えをしておりますように、六日市地域が最も適しているというふうに判断をしておるところでございます。これは９月２日に開催をいたしました地域医療協議会で御審議いただきまして、総合的な判断として承認を得られておりまして、その後９月６日の全員協議会で説明をさせていただいたところでございました。

また、候補地選定の第２段階であります六日市地域内での具体的な建設用地の選定につきましては、今後の新病院建設事業の見直しを進めていく中で、地域住民の皆様に当然情報も開示をし、

御説明をしながら、御理解をいただきながら行っていきたいなと、選定をしていきたいなというふうに思っております。

それから、規模のお問い合わせもございますが、現在の建設基本計画から背伸びしない適正な施設規模への見直しを進める考えでございます。これは、建設事業費が高騰し、今後も建築単価が下がることは考えにくい状況を踏まえまして、町財政のリスクを回避するため、まさに身の丈に合った施設規模への見直しは避けられないと考えているためでございます。

今後、建設に向けた基金の積立てや補助金等の財源の検討に併せまして、人口動態であったり、あるいは町の財政力等を踏まえた上で、施設規模を再度検討してまいりたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（安永　友行）　８番、大庭議員。

○議員（８番　大庭　澄人）　身の丈に合った規模にするということですが、あんまり何して、先では診療所みたいなことにはならんように、ぜひこれは病院機能ということでやはり今が限度だと思うので、その辺はよろしくお願いします。

次に、町の人口はということで、町の人口は現在何人なのか。うち外国人が何人含まれているのか、まずお聞きします。

○議長（安永　友行）　岩本町長。

○町長（岩本　一巳）　続きまして、２番目の町の人口はということで、まず最初にお問合せのありました、現在の町の人口とそのうちの外国人の状況についてお答えをしたいと思います。

令和６年の１１月３０日の住民基本台帳上の人口は5,５８８人。そのうち外国人は２０５人となっております。

人口の内訳でございますが、そのうち男性が2,６８６人、女性が2,９０９人。うち外国人、男性が１１５人で女性が９０人となっております。

さらに詳細についてお伝えをしたいと思いますが、年齢構成で申し上げます。国勢調査などでも用いられる３区分で申し上げたいと思います。１５歳未満、いわゆる年少人口でございますが、これが５２０人、１５歳から６４歳まで生産年齢人口でありますが、2,５０３人、６５歳以上老齢人口、これが2,５６５人となっております。そのうち外国人で申し上げますと、１５歳未満が３人、１５歳から６４歳が２００人、６５歳以上が２人となっております。

この男女の内訳でございます。男性１５歳未満が２５５人、１５から６４歳が1,３４３人、６５歳以上が1,０８８人、女性は１５歳未満が２６５人で、１５歳から６４歳が1,１６０人、６５歳以上が1,４７７人となっております。

外国人につきましては、先ほどの全体の内数となります。男性１５歳未満が１人、１５から６４歳が１１３人、６５歳以上が１人、女性につきましては、１５歳未満が２人、１５歳から

６４歳が８７人、そして６５歳以上が１人というふうになってございます。

２０２０年（令和２年）に実施をされました国勢調査の数値もあるわけでございますが、増減につきましては、これは当然調査方法が異なってくるものでございますので、比較は行いませんが、ほとんどの区分において減少しているという状況でございます。

○議長（安永　友行）　８番、大庭議員。

○議員（８番　大庭　澄人）　外国人は流動的なので、今回ちょっと議論の中では省こうと思っておりますけど、吉賀町の労働には随分助けてもらっているということは認識いたしております。

今、私どもの住んでいる地域でも空き家がどんどん目立ってきています。また、昨日も言っていたんですけども、町なかでも店舗がどんどんなくなってきている。こういった現象を町長はどのように感じているのか。また対策はあるのか。そこの辺をお願いします。

○議長（安永　友行）　岩本町長。

○町長（岩本　一巳）　それでは続きまして、この人口減少をどのように思っているかということと、それから対策、このことについて端的にお答えをしたいと思います。

まず、人口減少についてのお尋ねでございます。日本全体が御案内のとおり人口減少傾向にございます。その中にあって、この吉賀町だけが人口が増加していくといった状況にはならないのではないかというふうに考えています。

自然増減は別にしても、やはり社会動態の数字というのは、日本の国内で自治体が要するに人の取り合いをしているその結果にすぎませんので、それは当然インバウンドで海外から外国人の方が入ってくれば、それは違う事情がございますが。ですから、日本全体で人口が減っているという状況の中にあっては、一義的に人口、社会増が増えることがあるかも分かりませんが、しかし、相対で見れば、やはり吉賀町も同様に人口が減っているということでございますので、ここはやはりその現実をしっかり受け止めていかなければならないかというふうに思っております。いろいろな対策を講じながらということでございますが、どうにか、来年また国勢調査があるわけでございますが、令和２年の国勢調査までの数回の国勢調査の中では、吉賀町は県内でもまれに見る人口減少率を抑制をしてきております。

ただ、残念ながら、昨年ぐらいから、２年ぐらい前から人口がどんどん減っている、その速度が増しているわけでございまして、来年行われます国勢調査が少しやはり気になるところはございます。どうにかこの減少率を少しでも抑えることができるように、歯止めが利くように頑張っていきたいなというふうに思っております。

同様に人口減少の対策についてお答えをしたいと思います。

人口の増減は、転入や転出といった社会増減による変化、それから出生や死亡といった自然増減による変化によるものでございます。それぞれの増減要因、つまり社会増、社会減、それから

自然増、自然減に対してどういった対策をしていくのか。それらの対策の優先順位をどうするのか。こういった施策は自治体の特色となっていくものであるというふうに考えております。

少し掘り下げて申し上げますと、まず、社会増につながる要素の一つである働くところについてでございますが、多くの方を雇用していただいている企業があり職場がございます。また、有機農業に取り組む、地域で生活をしたい、要するに吉賀町へ来てみたいという方がおられます。こういった吉賀町にしかない強みを生かした対策をさらに進めていく必要があるかと考えております。これは相反することになりますが、社会減に対する取り組みとも共通することではないかと思っております。

次に自然増、つまり出生についてであります。出生から継続した支援策を行っておりまして、安心して産み育てることができる環境を整えているというふうに考えております。

吉賀町の場合は、再生可能エネルギーによって創出をされた売電量を原資に、今学校給食費と保育料、そして高校生までの医療費、こうしたことに今充当させていただいておりまして、有効に今活用させていただいております。なかなか単年度では成果として現れておりませんでしたが、やはりその完全無償化を始めてからは、一時期２０人台まで下がった出生数が、今は３０人から時によっては４０人ということで３０人前後で推移をしているということで、効果が上がっているというふうに思っております。

それから、自然減に対する取り組みでございます。これは保健福祉課が中心になるわけでございますが、やはり元気で長生きをといった百歳体操、それから多くの福祉事業の取り組みに加えまして、高津川てらすにおけるえびすジムや、高津川てらすが行っております集落支援員によるサロン訪問での健康づくりなどを行っております。

当然これに限らず社会福祉協議会であったり、そうした関係する機関、団体の皆様と様々なことで連携しながら施策を講じておりますので、そうした形で自然減に対する取り組みもやはり力を入れていく必要があろうかと思います。

以上です。

○議長（安永　友行）　８番、大庭議員。

○議員（８番　大庭　澄人）　日本全体が人口が減ってきており、変な言い方ですが、人の取り合いみたいな感じもないではないと思います。かといって、これで仕方ないというんじゃなくて、これ以上減らさない、あるいは少しでも増やす、そういったことをやはり考えて行政はやるべきだと思います。

昨日も言われていましたけど、田んぼなんかを貸してＵＩターン者に作ってもらって、少しでも産業に寄与してもらう。こういったこともあり、また現状維持も大事だと思い、全体のバランスも大事だと思いますが、そういった田んぼなんかを貸すということも大変吉賀町にとっては有

意義なことだと思うので、ぜひやってもらいたいなと思うんですが、その辺はどうですか。

○議長（安永　友行）　岩本町長。

○町長（岩本　一巳）　昨日の一般質問の中でも、これは耕作放棄地対策の中で少しお話もさせていただきましたが、やはりこの数年間で耕作放棄地の面積も倍増しましたし、同様にその比率も倍増したということで、大変危惧するような状況になっております。これを看過するわけにはいきませんので、産業課あるいは農業委員会を中心に今対策を講じ、対処していただいておるところでございます。

そのときも答弁をさせていただきましたが、本当に田んぼを作ってみたい、あるいは畑で少し野菜も作ってみたいというような方がおられるのは事実でございますので、そうした耕作もできる、野菜作りもできるそうした土地を貸付けをする、情報提供をさせていただくということを、企画のほうにも移住の専門員がおりますので、そうしたところから情報発信をさせていただく。

それから、空き家バンクと同じようにホームページで空き土地の情報も提供させていただいておりますので、そうしたところでの公開をさせていただいて、皆さんにしっかり見ていただいて、興味のある方については、そうしたことで吉賀町に出かけていただくということは非常に大事なことではないかというふうに思っております。

それから、山の関係も今非常に上向いておりまして、森師が頑張っておられますし、それから、来年度はその森師の方が卒後に活躍される企業体も今設立する準備もしております。

先般も新たに森師の方が吉賀町に１名また増えました。この方は本当にありがたいことに御家族おそろいで、奥様そしてお子さんも連れて吉賀町のほうへ今来ていただいて移住をしていただきました。１人の森師を迎えることによって、その御家族の方がまた吉賀町にも入っていただけるという状況になっておりますので、当然Ｕターン・Ｉターン、先ほどお話のありました農業であったり、林業であったり、そうしたことで皆さんをこの吉賀町に招き入れるようなそうした対策を講じてまいりたいというふうに思っております。

○議長（安永　友行）　８番、大庭議員。

○議員（８番　大庭　澄人）　人口比率を見ますと、約半分以上がお年寄りと言ってはなんですが、その辺でもまだまだ働ける年齢だと思うので、その辺で特にそういうこと、働ける場所を設定するというのも大事だと思います。

また、人口を減らさないことにも、やはり吉賀町に、大変難しいとは思いますが、大学を誘致するとか、町長は言っていましたが、小さい会社がたくさんあったほうがいいとか、そういうのではなくて、やはりそこそこの企業を誘致するとか、そういったこともぜひ考えていただきたいと思いますが、その辺のことはどう思いますか。

○議長（安永　友行）　岩本町長。

○町長（岩本　一巳）　我々の人生の諸先輩方、こうした方はまだまだ６０代、それから７０代、今は８０代、９０代になってもお元気でいらっしゃるわけでございますので、そうしたことが活躍できる、端的に言えばシルバー人材センターなんかがまさにそれに当たるわけでございますけど。いろいろな場面で仕事あるいは地域で活躍ができる、そうした場面を創出なり、提供させていただきたいなというふうに思っております。そうすれば長生きの秘訣になって、相対的には人口減少率の歯止めもかかってくるわけでございますので、そうしたことにも目を向けて取り組んでいきたいなと思っております。

それから、大学とか企業誘致のお話もございました。大上段に構えてそれをやるというのは非常に今、状況的には困難かと思いますが、いずれにしてもこの吉賀町の中で様々な形で活躍していただける企業、法人あるいは個人たくさんいらっしゃいますので、そうした方といろいろコンタクトを取りながら、情報も交換をしながら取り組んでいきたいなというふうに思っております。

○議長（安永　友行）　８番、大庭議員。

○議員（８番　大庭　澄人）　吉賀町の人口減少というのは永遠の課題だと思いますし、今後も全員が頑張って何とか良い知恵をということを考えていきたいと思います。また、当局も幹部ばかりじゃなく、職員全員がそういうことをどうしたらいいのかということを考えていき、また議員も全員が考えていきたいと思っております。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（安永　友行）　以上で、８番、大庭議員の質問は終わりました。

ここで５分間休憩します。

午前11時16分休憩

……

午前11時23分再開

○議長（安永　友行）　それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

１０番目の通告者、１番、桜下議員の発言を許します。１番、桜下議員。

なお、１２時も迫っておりますので、桜下議員の通告は４件ありますが、１件のみを午前中にやって、あとの３件は午後にやっていただきますので御了解ください。それじゃあ、桜下議員お願いします。１番、桜下議員。

○議員（１番　桜下　善博）　先ほど時間の配分の件で御配慮いただきました。ありがとうございます。また、同僚の議員の皆様、御協力ありがとうございます。

私、このたび４件通告をしております。１点目は新病院建設についてということがあります。残りの３点は、新しく教育長になられました河野教育長に３点通告をしております。この部分につきましては、先ほど議長の言われましたとおり、午後に回させていただきます。それでは、午

前中、新病院建設について集中的によろしくお願いいたします。

実はこの通告をしましたのは、全員協議会の前に通告をしておりまして、その後、全員協議会また先日の総務委員会で経緯が大きく変わっております。重複な御答弁になるかと思いますが、その辺は御理解よろしくお願いいたします。

それでは、新病院建設について質問させていただきます。

５月に公表された吉賀町新病院基本計画によりますと、令和９年度、３年後ですが、そこまでに現病院を解体、そして新病院を建設、令和９年度に開院予定となっている基本計画を全員協議会で報告されました。そして町としましても、町民への報告会でこのことは報告されまして、町民の皆さんもおおむね新病院ができるんだということを理解をされたと思います。

ただし、解体建設費に当初では５２億５，０００万円という試算が出ておりました。この試算を見まして、恐らく町民の皆さんは、今年度の吉賀町の当初予算が約７７億円ですが、５２億５，０００万円という相当大きい予算規模でありますが、このことに対して、やっぱり危惧をされている方も相当おられたと思います。社会情勢の変化、物価上昇、人件費、建設資材の高騰で、恐らく令和９年度であれば、大幅な事業費が変更される、増えるだろうと、当然町民の皆さんも思ったと思われます。５２億５，０００万円が恐らく６０億円ぐらいにはいくんではなかろうかというふうな予想もしておりまして、これは相当町の財政に影響するんだというふうな思いがあったと思いますが、町長が建設をするんだという基本計画に基づいて町民に説明をされまして、おおむねといいましょうか、皆さん大変、新病院ができるということで、財政は町民の皆さんには責任はありませんので、新病院ができるということで本当に期待をされていたと思います。場所は先ほど言いましたが、六日市地域ということで、これは決定をしておりました。

その進捗状況と建設に向けてということで、町長に御意見をお伺いする予定でございましたが、全員協議会で報告がありまして、その次の日の新聞にも大きく出ましたが、大幅な見直しということで報告がありました。

その理由が、今の病院は１０年間は修理あるいは保全、改修をすれば使えるという試算ができたということで、１０年間は現病院を使って、そして、その１０年後に建設をするというような大幅な見直しということが報告がありました。

冒頭に町長に、いの一番にお伺いしますが、見直しという日本語は非常に都合のいい言葉で、見直しというのはどっちでも取られますが、まず冒頭に町長にお伺いします。新病院は建設をするのか。それとも、全く断念したのか、新病院を造らないのか。理由等々は後ほど御説明いただきますが、まずは造るのか、造らないのか。そのことについて、町長に一言でよろしくお願いします。

○議長（安永　友行）　岩本町長。

○町長（岩本　一巳）　通告の内容とタイムラグがあって少し変わっておりますのですが、まずは見直しについての説明を先般の全員協議会でさせていただきました。

端的に申し上げたいと思いますが、見直しはいたしました。これは計画の見直しでございますけど、今１番議員が言われるように、吉賀町にありますよしか病院あるいはよしか介護医療院。これにつきましては、当初示したスケジュールで新病院建設ということになりましたが、今少しお話がありましたが、物価高騰であったり、様々なこの状況の中で、地域医療協議会の中でいろいろ御審議をしていただきましたが、そちらの御意見もございました。そうした御意見をしっかり受け止めさせていただいて、重く受け止めまして、見直しのことを決定をいたしました。これはスケジュールの変更でございます。

当初から言っておりますように、よしか病院、よしか介護医療院、新しい建物を建てるということには一向変わりはございません。変更はございません。したがって、そのスケジュールをおおむね１０年間ほど延期をするという内容でございますので、議員が心配しておられますようなそうしたものは全くございません。繰り返して申し上げますが、新病院を建設をするという意向は変わっておりません。

以上です。

○議長（安永　友行）　１番、桜下議員。

○議員（１番　桜下　善博）　ありがとうございます。新聞等によりますと、よしか病院建て替え延期ということで大きくうたっておりますが、やはり町民の皆さんは町の財政を考え、建て替えについては断念したというふうに理解をされる方が多いと思いますが、今町長がスケジュールの変更ということで、新病院を建設することには違いないという力強いお言葉をいただきましたので、町長の言葉を信じたいと思います。

それで、スケジュールの変更、ここからは、先ほど言いましたように、全員協議会の前に通告をしましたので、若干状況変わりましたので、質問が若干変わると思いますが、差し支えなかったらお答えをお願いしたいんですが。

今の現病院を１０年間は改修、修理をして使うということなんですが、スケジュールの変更ということなんですが、スケジュールを変更ということは、１０年間は現病院を使って、新病院を建てるということなんですが、１０年後に本当に今の状況が好転するんでしょうか。町長がスケジュールを変更する、１０年後に、１０年後といいましょうか、今の病院を使った後に、新病院を建てることのできる根拠といいましょうか、もしあればお答えをいただきたいと思います。

○議長（安永　友行）　岩本町長。

○町長（岩本　一巳）　それでは、最初にいただいた通告になぞらえて、それから時系列的に少しタイムラグがありますので、少し補足もさせていただきながら答弁させていただきたいと思いま

す。

まず、これまでの進捗状況、おさらい的なことになるかも分かりませんが、少し答弁させていただきます。

９月６日の全員協議会でも御説明をしましたとおりでございますが、９月２日に開催した吉賀町の地域医療協議会の結果を受けまして、建設候補地といたしましては、六日市地域が最も適していると判断したところでございます。

一方、地域医療協議会において、建設コスト上昇を踏まえ、町財政のリスクを回避するため、現施設の改修等により１０年程度活用し、その間に建て替えに向けて備えていくのがよいのではないかとの御提起がございまして、今後の方針について検討を進めてきたところでございました。

このため六日市地域内での具体的な建設用地の選定には至っておらず、用地決定後に進める基本設計業務等の建設事業にも進んでいない状況でございます。これが現在の状況でございます。

それから、町、これも私の考え方ということになるのかも分かりませんが、吉賀町、行政としての考え方について申し上げたいと思います。先ほど答弁した内容と少し重複があるかも分かりません。病院の建設につきましては、地域からの医療の灯を消さないということを目指して実現した公設民営化の取り組みを踏まえても、実現に向けての決意は変わったものはございません。建築後４３年が経過し、老朽化が進んでいる現病院の状況を考えると、おおむね１０年以内のできるだけ早期に建て替えを行うことが、この地に医療の灯を残し、町民が希望や夢を持てる明るい未来につなげていくためには必要であるというふうに考えております。

一方で、議員が言われるとおり、新病院の規模でございますが、現在の建設事業費の高騰が大きく影響を及ぼすことが予測されるわけでございます。１１月１８日に開催された地域医療協議会においても、建設計画の見直しが承認されたところでございます。つきましては、今後の見通しも踏まえ、建設基本計画の内容から見直しを行う考えです。町の財政力に合った、背伸びしない適切な施設規模への見直しでございますので、当然、今の状況が変わらないという前提で申し上げれば、やはりその規模は縮小幾らかすることになろうかというふうに考えております。この再検討を行う中で、町財政への影響も慎重に見極めながら、改めて建設基本計画を策定をして実現をしてまいりたいと思っております。

繰り返してのことになろうかと思いますが、私はやはり住民の皆さんの命と健康を守るということは、やはり行政に課せられた一番、最も大きな使命であるというふうに受け止めております。そのためにも、この吉賀の地から医療の灯を消すわけにはいきません。到底そのことは考えておりません。やってはいけないことであります。

今回、様々な状況の中で、従来の新病院建設計画を見直すことといたしましたが、町が目指すべき方向性、先ほど申し上げましたとおり、いわゆる新しい病院を建設するという考えを変更し

たものではないということを繰り返し申し上げ、御理解を賜りたいと思います。

議員が通告の中にもございましたが、やはり町民の皆さんが明るい希望や、そして希望を持っていただけるようなそうした姿を実現するために、これからも精いっぱい頑張ってまいりたいと思います。その間では長い道のりにはなるわけでございますが、住民の皆さんをはじめ議員の皆さん、この議会の場で適宜情報を提供させていただきながら、その進捗に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（安永　友行）　１番、桜下議員。

○議員（１番　桜下　善博）　私は今の病院を使いながら、新病院を建てる根拠はあるのかという質問をさせていただきましたが、今町長の本当に大まかな説明で、あったような、なかったようなと思いますが、時間の関係でまた次に移りますが。

この見直しの大きな原因の中で、町長は、町財政への圧迫と、そして、それにより病院事業外への影響、つまり財政的に厳しいということを原因に挙げておられます。

私は、町の財政が厳しい、これは、町民の皆さんにツケを回すことは私はできないと思います。昨日１１番議員も申しましたが、町の財政の厳しくなった原因は執行部であり、また、それを認めた議会であります。町民の皆さんには何も責任はないと思います。

したがいまして、先ほど言いました、町長も言われましたが、町長のいの一番、一丁目一番地は、やはり町民の皆さんの命と介護を守るということであります。そのために新病院ができるということで大変希望を持っていたところ、町長はスケジュールの変更と言われましたが、見直しということになりました。

私はこの財政が厳しいということは、これは当然、我々がしっかりした財政改革をしなければならないと思います。今から述べることについての議論はしませんが、私が思うのに、財政改革のいの一番は、やはり町職員の削減と思います。このことは、今までも一般質問等で質問させていただきましたが、町長は町の人口が減っても、仕事量は増えている。そして、町の人員適正計画にのっとってやっていることなので、町の職員の削減については考えていないという答弁がありました。

合併して１８年になりますが、町の人口は１，０００人以上減っております。当然町の人口が減れば、職員も仕事が増えるということは、一般論で考えても成り立たないと思うんですが、町長はそういう理由を挙げられました。町の職員の削減も一番と思いますが。

２番目に、昨日も１１番議員が述べられましたが、指定管理制度の見直し。何でもかんでも公共施設を町が見守るといいましょうか、維持する。それはやはり考えるべきではないと思います。

昨日も試算で約１年間で、指定管理制度に係る費用で年間３億８００万円という試算が報告されましたが、やはりここは何でもかんでも公共施設は町が管理するんでなくて、この指定管理制

度の精査も必要だと思います。

私が何を言いたいかといいますと、町の財政が厳しいということは、決して町民に責任はありません。町民にツケを回すことなく、やはり財政をやりくりするのが執行部であり、議会でありますので、ぜひ財政に関係なく、新病院の建設を早期に。令和９年度は無理かも分かりませんが、１０年後と言わずに早期に建設をすべきであり、町民の皆さんに明るい希望を届けるべきだと思いますが、町の財政改革について通告はしておりませんが、関連があれば、町長お伺いします。

○議長（安永　友行）　岩本町長。

○町長（岩本　一巳）　新聞でも大きい見出しで今回出ておりまして、新病院建設延期あるいはほかの記事によりますと、建て替え延期ということでの見直しと、こういう記事でございますので、見直しということをもって、果たして住民の皆さんが建設をしないということに至ったかどうかというのは、それは私は分かりませんけど、情報提供の全協での我々の仕方、それから新聞紙上でそうした活字になっておるところを思えば、建設をしない、断念をしたということでは当然なくて、あくまで建設を延期をしたということで私は御理解をいただいておるというふうに思っています。

また、今日はまたこうしたケーブルテレビで収録の様子が郡内に流れますので、そのような情報発信になったということで、改めていい機会を与えていただいたということでございます。

それから、１０年先にスケジュールを延期をしたといえども、現状が好転するかというのは、全く見通しがつきません。好転するというのは極めて厳しい状況かも分かりません。しかし、そういう中にあっても、新しい病院を新築をする、造っていくとこういう思いでございます。

建築資材等の社会情勢が変わらない状況におっては、なかなか今の規模感でというのは難しいということで、先ほど言いましたように、規模感については少し再検討加える必要があろうというふうな答弁をさせていただいたところでございました。

そのためには財政改革ということでございます。その一つにということで、職員の人員削減の話がございました。当然それを否定するものではございませんが、あらゆる国、島根県から権限移譲があって、そして今回の一般質問の中で地籍調査の事業をやってください、あるいは農業振興施策をたくさんやってください、移住定住もやってください。非常に住民の皆さんはじめ、議員さんからもオーダーがたくさんあるわけです。これをやはり享受していかなければならない。そうした中にあって、人を減らすというのは非常に厳しい状況であるということは御理解をいただきたいと思います。

現に働き方改革の話も今回の一般質問の中でもございましたが、特定事業主行動計画をつくって、年間の勤務時間を１年間で１５２時間で抑えようということで今努力をしておりまして、おおむね今それで進んでおりますが、でも、そこまでしないと今オーダーをいただいている仕事が

賄えない、消費できない、消化できないわけでございますので、そこはぜひ御理解をいただきたいと思います。

あとは仕事の仕方であったり、効率的な仕事であったり、ＤＸであったり、そうしたことを駆使して、効率のいい仕事を行っていかなければならないというふうに考えております。

それから、人員の削減も含めて、人件費のことであろうかと思いますけど、職員につきましては、やはりこれはしっかり仕事をしていただくためには、人勧とか、県の人事院の勧告がございますので、それになぞらえたことをやっぱりやっていかないと、全国で約１，８００近くある自治体の中で、そこが欠落してしまうと、本当にこの吉賀町に人が集まりません。それは企業も同じだと思います。やはり条件のいいところ、条件がほかとは違う、落ちていないところを選んで若者は来るわけでございますので、全国１，８００ある自治体の中で、本当に人勧どおりに給与が上がっていないところに果たして人が来るんでしょうか。私はそういうふうに思っています。ですから、そこはやはり担保していかなければならないかというふうに思っております。

議員の皆さんが今、議員報酬の改定のお話をされているやに聞いております。これも議員のなり手不足の一つの対策だろうと私は思っております。そうしたことを考えますと、この職場で働いている職員の処遇については、やはり慎重に考えなければならないかと思います。

一方で、我々特別職。病院がこういった状況になった中で、やはり少しでもこの地域福祉あるいは地域医療に寄与できないかということで、数年前から、私については給料を１０％、そして副町長と教育長については御理解をいただいて、５％給与をカットしております。さらに付け加えて言うなら、期末手当も本来ですと年々の人勧で賞与の月数の上積みがあるわけですが、これも数年間ストップさせていただいております。これは端的に給料とか手当だけではなくて、いわゆる共済費にも反映をしてきますから、そうしてどうにか財源を確保しながら、地域福祉基金のほうに我々のカット分を積立てをしているわけです。そうした少しずつの努力が必要だろうと思います。そうしたことをお互いがやっていかないと、それは今の状況から厳しい状況になるかも分かりませんけど、それであってもやっぱり病院を建てようと思えば、それなりの努力をそれぞれのところで、それぞれの立場で汗をかかないといけないわけでございますので、今御指摘のあったことはもとよりでございますが、人員のこと、人件費のこと、やはり検討していくには値するものだと思います。

それから、お話のありました公共施設管理の仕方。これも直営か、それから指定管理制度か、あるいは新しく始めた地域再生推進法人という手法はございますが、いずれにしましても民間への公共施設の譲渡とか払下げも含めて、極力そちらに対しての経費がかからないようなことは考えて、結果的に財源を圧迫しないようなことを考えていかなければならないというふうに思っております。

○議長（安永　友行）　１番、桜下議員。

○議員（１番　桜下　善博）　財政改革については、また別の機会で議論させていただきたいと思いますが、まずは新病院のことであります。

この間の全員協議会の中でも、町の財政を鑑みて非常に厳しいということで、町の人口動態や町の財政力等を踏まえた適正な背伸びをしない施設規模ということと、それから身の丈に合った施設規模への見直しは避けられないということを報告がありました。今日先ほどの大庭議員からも出たかと思いますが、つまり私が一番危惧しますのは、現病院の規模をかなり縮小した、いわゆる総務委員会でも出ましたが、診療所規模、診療所クラスの病院に建て替えられるんではないかという、そういう大変な危惧をしております。

これはうわさですが、お隣の町でも総合病院が近々診療所になるんではないかというううわさが出ております。大きい病院が岩国市の近くのほうにできるということで、そういううわさも出ております。

財政規模を考えれば、大変身勝手な質問と思いますが、私は町長の一番の仕事は、町民の皆さんの命と介護を守るということが一丁目一番地であります。したがいまして、入院規模もない、介護もないような、ないようなとは失礼ですが、介護もできないような施設、診療所クラスになるような、規模の縮小のない病院をぜひ建てていただきたい。これは町民の皆さんも本当に切なる思いと思います。町の財政が厳しいからというので、今のよしか病院が診療所になる。これはあってはならないことなので、私一人の危惧かも分かりませんが、この規模縮小等につきまして、町長、現段階では分からないという答弁だと思いますが、やはり規模が縮小される病院になること自体は絶対に避けなければならないと思いますが、最後に、この点について町長にお伺いします。

○議長（安永　友行）　岩本町長。

○町長（岩本　一巳）　少し議員さんの耳に入っているうわさの話もございましたが、私はそこは言及いたしません。うわさに対してどうこうというコメントもできませんし、それが独り歩きすると大変怖うございますので、そこについては言及いたしません。ただ、そうした状況もあるのだろうと思います。

それで、今議員のほうのその思いもお聞かせをいただいたわけでございますが、前回、全協でもお話をさせていただいたように、やはり町が耐え得る事業費の程度はここまでが限界ではないかというようなコメント、全員協議会の資料でも出させていただきました。それが建築の単価、平米当たり６０万円で想定したところの５２億５，０００万円でございます。だから、少なからずそこまでには抑えていかなければならないということになりますと、今から人口がやはり残念ながら減っていく。そうしたところの周辺の状況も加味しながら、この規模についてはやはり慎

重に考えていかなければならないかと思います。

現在想定しております病床数は、一般病床が５０で、介護医療院のほうが４８です。ですから、９８床なんです。これで今計画をつくっておりますけど、これがどういうふうになるかということです。思いは、今１番議員が言われたところと私は一緒でございます。

そうしたことも踏まえて、今、町のほうで開催をしております地域医療協議会、こちらのほうで十分御議論をいただけると思いますので、まずはそちらのほうの御議論に委ねなければならないわけでございますが、その上でしかるべき判断をしていく時期が来るのであろうと思いますし、まずその前段では、議会のほうへお示しをさせていただきたいと思っております。

○議長（安永　友行）　１番、桜下議員。

○議員（１番　桜下　善博）　最後に要望でありますが、本当にスケジュールの変更がありましたが、早期に今計画どおりの病院が建設できること、また財政改革は執行部の皆さんと議会がしっかりやれば何とか財政をやりくりするということで、決して町民にスケジュールの見直しについてのツケが回らないように、ぜひお互いに議論していきたいと思います。

以上で、午前中の質問を終わります。

○議長（安永　友行）　以上で、桜下議員の質問については、通告４件のうち３件が残っておりますので、残り時間３２分ぐらいですか、あと３件を午後１時からやっていただきます。

ここで昼休み休憩とします。

午前11時52分休憩

……

午後１時00分再開

○議長（安永　友行）　それでは、休憩前に引き続き午後の会議を開きます。

１０番目の通告者、１番、桜下議員の一般質問が午前中に通告４件のうち１件目のみをやっていただいております。あとの残り時間について後をやっていただきますので、ただいまから一般質問を再開します。

それでは、１番、桜下議員の発言を許します。１番、桜下議員。

○議員（１番　桜下　善博）　それでは、質問させていただきます。

教育長に３件、質問させていただきます。

河野教育長、このたびは教育長御就任おめでとうございます。今まで教育長が六日市中学校在職時はバレーボールを通じまして、公私共に大変お世話になりました。ありがとうございました。今後は一議員と教育長という立場で学校教育、社会教育についてしっかりとした議論をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

就任早々の教育長に質問するのは大変恐縮をしておりますが、実は前教育長に就任していただ

いたときにも、いの一番に質問をさせていただきました。前教育長の踏襲部分もあると思いますが、人間も変わりまして、やはり新しい考えもあると思いますので、質問をさせていただきます。

それでは、１つ目でありますが、旧蔵木中学校の活用策についてということで質問させていただきます。

旧蔵木中学校が廃校になりまして５年たちました。９月議会で、ちょっと言葉は悪いんですが、ようやくスケジュールの素案がこの議会にも示されました。随分経過をしておりましたが、ようやく報告がありました。５年たったわけですが、この間に経緯はいろいろありましたが、地元の自治会からの要望なり、また教育委員会との懇談も随分あったようですが、なかなか素案ができませんでしたが、ようやく示されました。

この新しい素案を見ますと、多目的ホールや公民館機能、またカフェとか宿泊所も兼ねるような、またほかにもいろいろありますが、まあ言葉を変えますが、コミュニティホール的な新しい旧蔵木中学校の活用策であります。このようやくスタートしました新しいコミュニティホールといいましょうか、この施設につきましては今からどんどん進んでいくと思うんですが、新しく教育長になられました河野教育長は今、教育委員会の中でやっぱり一番大きな課題の中の一つが、この旧蔵木中学校の利活用と思います。

この素案とスケジュールが示されましたが、今後につきまして、どういうふうに思っておられますか、まずはそのことにつきましてお聞きします。

○議長（安永　友行）　河野教育長。

○教育長（河野　洋司）　それでは、お答えします。

旧蔵木中学校の活用策についてということで、私が就任前、本件については９月議会における全員協議会において、方針とスケジュールをお示しさせていただいたということです。

現在は用途変更協議に係る準備を進めているほか、令和７年度当初予算において、施設の改修設計に係る業務委託費を計上すべく準備と手続きを進めているところです。この間、議会の中でもたくさんの御意見をいただき、また御質問にもあったとおり、既に長い年月が経過していること、大変申し訳なく思います。教育委員会としましては、地域住民の皆様がこの施設を活用され、主体的に各種取り組みが展開できますよう、迅速に必要な対応を行ってまいりたいと考えています。

また、対応に当たっては旧蔵木中学校利活用検討委員会をはじめ、地域住民の皆様からの御意見を可能な限り尊重しながら、効果的でかつ効率的――いや、それ以上に町の地域の未来に夢と希望が描けるような集いの場、記憶の場として具現化を図っていきたいと考えています。

以上です。

○議長（安永　友行）　１番、桜下議員。

○議員（１番　桜下　善博）　新教育長の積極的な御発言をいただきました。

今のお話を聞く限りでは、遅れはしたが、順調に進捗しているというふうに承りました。素案とスケジュールに沿って、順調に地元の蔵木の皆さんも大変期待をしておりますので、ぜひ教育長のリーダーシップを持って素案スケジュールどおりに進行していただきたいと思います。

それで、１点だけ通告にありませんが、お願いをしておりますが、やはり建設であります。決算委員会の中でもこの質問は出ましたが、やはり教育委員会としては、建設については専門部外とは言いませんが、なかなか専門外のところもあると思います。この大きな事業でございますので、やはり教育委員会だけでは建設というのは非常に厳しいものがあると思いますので、ぜひ課を越えて例えば建設といえば、やはり建設課というふうに課を越えてやらないと提携といいましょうか、やらないと。

また、古い話で申し訳ないんですが、体育館裏の駐車場の整備というふうな苦い経験もありますので、ぜひこの旧蔵木中学校の利活用の建設については課を越えて、建設課ともしっかり連携をして事業を進めていただきたいと思います。これは通告にありませんので、お願いだけしておきます。これは決算委員会の中でも、このことは指摘させていただいておりますので、今後は課を越えた連携で事業を進めるということでお願いをしておきます。

それでは、２番目に、公民館館長不在の件についてお伺いします。

折しも教育長は、１０月まで柿木公民館の館長を歴任しておられました。通告では、六日市と七日市の公民館長が不在というふうに指摘をしておりましたが、先日の３番議員のところでも出ましたが、六日市公民館につきましては館長が決まったということでございますが、七日市公民館につきましては本当に長い間、館長不在が続いております。１０月まで柿木公民館の館長をされておられました教育長は、この館長不在について今どのように思っておられますか、そこについてお伺いします。

○議長（安永　友行）　河野教育長。

○教育長（河野　洋司）　お答えします。

公民館長の不在については、私も実際に館長に就いている間、館長会というのも開催されておりましたが、全員そろうことはなく、最初の１回目のとき、送別会でしたか、ですから、入れ替わりでしたので、全員がそろったことはありませんでした。ですから、その話題については常に出ておりました。

先日の３番議員の御質問でもあったように、館長の選任に当たってもいろいろ手は尽くしておったところです。その辺については、この町のまちづくりを担う中核の施設としての位置づけ、公民館がありますので、やはりその辺のところは常にいろいろアンテナを張りながら、そういう人材を探していくと。そして、運営協議会にも常に協議をお願いしていくという形で進めていき

たいと考えているところです。

以上です。

○議長（安永　友行）　１番、桜下議員。

○議員（１番　桜下　善博）　館長を歴任されておられましたので、館長不在の件についてどのようにお考えをお持ちかということをお聞きしましたが、大変困っている状態だということをお聞きしたかったわけですが、残念ながら、そういう回答はありませんでした。立場が立場なので、なかなか立場が変われば考えは変わるというふうに承ります。

なかなか次の館長が決まらない事態は、今までみたいに推薦があったからお願いをするというようなことでは、なかなか館長を受ける方はおられないと思います。私は、しっかりとしたスケジュールを持って、やはり公民館長をお願いするというのがいいと思いますが、大幅に今までの推薦でお願いするということを変えまして、しっかりと人選をして、その方に館長としてのビジョン、館長としてはこういう仕事をするんだと。

そういうことや、またしっかりとした地元愛・郷土愛を持った、そして本人が館長としてどういうことをやりたいんだ、館長としてはこうなんだというしっかりとした本人のビジョンを持って、そういうことを踏まえて一般公募するなり、また推薦があればお願いするなり、そういうふうにやらないと、また同じ繰り返し、今の館長さんが辞められたときに、また次の館長を探すというときに恐らく今はなかなか受け入れがないと思います。

待遇改善ということが昨日も出ましたが、ただ待遇を改善しただけではなかなか次の公民館長さんは決まらないと思いますので、ただ待遇を変えるということだけではなく、今先ほどいろいろ述べましたが、そういうことも踏まえて本当に町長が言うような「地域づくりの中心は公民館」というふうなビジョンに基づいてしっかりとした考えを説明し、また本人の話を聞いて館長を選ぶべきだと思いますが、その点について教育長はどう思われますか。

○議長（安永　友行）　河野教育長。

○教育長（河野　洋司）　公民館長の選任につきましては、先日、３番議員のところで町長が答弁したとおりではございますが、選任について、なかなかその人選、候補者がという御質問ではないかと思います。

これにつきましては、地元の方がいいというのはいろんな協議会でも出てきているところなんですけども、なかなか適任の方がおられない、そういう現実もあります。

一方で、１番議員が言われたとおり、ビジョン、このまちづくり、あるいは町の未来に思いを持っている人、愛情を持っている方、そういう方を選びたいという思いももちろん持っております。ですから、その辺も館長候補の方だけではなくて広く地域に周知しながら、その中から候補者が手を挙げてくれる、あるいはどうかなあと思って関心を持ってもらえる方を選んでいくと、

挙げていくというのも一つの考え方、方法ではないかなと思っております。

ですから、ただ単純にその公募というのを出すのではなくて、公民館自体の活動を、こんなことをしているんですということを周知する。地域、町の皆さんにそういうことを周知するということも、そういうステップを踏んだ上で館長の募集をかけていくということも必要なのかなと考えているところです。

以上です。

○議長（安永　友行）　１番、桜下議員。

○議員（１番　桜下　善博）　私は、とにかく待遇を変えただけでは無理だと思います。やはり「地域づくりの中心は公民館」という町長の大きい公約でもありますし、またビジョンでありますので、今までどおりのお願いします、お願いしますだけでは、なかなか公民館長に就任をしていただくことはできないと思いますので、いろいろ述べましたが、今、教育長も同じようなことを述べられましたので、そういうふうに期待をしておりますので、今後、公民館長を選ぶときはよろしくお願いします。

もう１点お伺いします。この質問も前教育長のときにもお伺いしましたが、実は主事さんが今は２人体制ですが、１人は一般の主事さん、１人は社会教育士、もちろん、これは勉強されて資格を取らなければいけないという大変高いハードルがあるんですが、その資格を持った社会教育士さん、資格を持った主事さんと一般の主事さんと、実はこれは国の制度でもありますが、給料がはっきり１０万円の差があります。

これは前教育長のときにも私は質問しましたが、これは主事さん同士で混乱はないかという質問をしました。なぜかといいますと、同じように席を並べていて、同じように仕事をして毎日勤務されて、資格を持っているだけで給料が１０万円違うわけですよ。２万円、３万円だったら分かりますが、この１０万円という差は本当に大きい。それで前教育長のときにもこの質問をしましたが、これは資格を取るには当然ハードルが高いというので、しっかり皆さんに取ってもらいたい、取ったからにはそういう恩恵があるということなので、この制度は変えられないということでありましたが。

私は聞いてはおりませんが、恐らく現場の中で皆それぞれ口に出されてはいないとは思うんですが、同じように仕事をして同じように勤務して、それだけの給料の格差がある。やはりその社会教育士を持った主事さんは、これだけ一般の主事さんとは違うんだという、極めてはっきり分かるような業務がなければ、現場の皆さんは声には出さないかも分からないけれど、やはり心の中ではなぜ資格があるだけでこれだけ違うんだろうという思いは必ずあると思うんです。まだ表に出ていないかも分かりませんが、私はあると思います。

その辺について、この資格があるだけで給与差が、格差がある、このことについて教育長のお

考えをお聞きします。

○議長（安永　友行）　河野教育長。

○教育長（河野　洋司）　それでは、お答えします。

一般の主事と社会教育士の称号を有している主事の関係性についてという御質問でしたけれども、私も公民館の現場にいたというか、まだ入る前だったと思うんですけれども、社会教育士という職種を導入した当初は環境の変化というか、やはり今の御質問にあったように、資格の有無による給与差ということに対する戸惑い、困惑といいましょうか、不満とまではいかないかもしれませんけれども、そういうものが、突然出てきたということでの混乱や変化、戸惑いはあったというのは予測されました。少し戸惑いがあったのではないかと私も思います。しかし、現段階では、そのようなことを感じる状況にはございません。

先ほどちょっと話した公民館長会で御提案があって、そういう資格を持っているならということで、社会教育士の資格を持っている主事が合同研修という形で５つの公民館に集まって、その社会教育士が地域との関わり方とかいろんなものの考え方とか、あるいは自分の経験とかを語ったり、アクティビティ活動をしたりというような研修も企画するなどして、一緒に公民館活動を盛り上げていこうという取り組みにも入っています。

現在、私自身は、そのような資格を持っていない方も、資格の所有者に対して、やはりそれだけの資格というか、技能というか、持っているなというのを自覚されておるところも出てきて、あまりその辺のところでの戸惑いというのはなくなってきたのではないかなと考えております。

そのような中で、社会教育士の称号を取得する主事も増えてきております。やはりその中で積極的にそういう取り組みをされておる主事も増えてきておりまして、現在、任用している１０名の主事のうち４名が当該の称号を取得しており、以降も増えていく見込みだと期待をしております。

なお、私自身も社会教育士の称号を４年前に取得しておりますけれども、社会教育士というのは一般的に思うに、何ができるかということ以上に何かをしたい人を支援していく、あるいはいろんな人をつないでいくというコーディネーター的な、そういうつなぎ役という感じの資格ですので、なかなか形として何ができるんだというのは難しいところがありますけれども、そういう形でまちづくり、公民館活動に資しているのではないかと考えております。

以上です。

○議長（安永　友行）　１番、桜下議員。

○議員（１番　桜下　善博）　河野教育長は現場の混乱といいましょうか、そういうのは感じられないという答弁でありましたが、私は感じております。

教育長、就任早々ではありますが、しっかり主事さんの話を聞いて――必ずこの話はどこかで

出るはずです、私も聞いておりますので。教育長は立場上「ない」というふうに言われましたが、しっかり主事さんの声を聞いていただいて、この格差について少しでも皆さんが納得できるような主事体制にしていただきたいと思います。

もう１点、通告をしておりますが、館長がどうしても不在なところは主事さんの昇任制度、主事を何年経験すると館長に昇任するとか、そういうようなお考えはありませんか、お聞きします。

○議長（安永　友行）　河野教育長。

○教育長（河野　洋司）　ただいまの御質問ですけれども、主事の館長への昇任ということですけれども、それまで勤めていた主事が館長に昇任するということにつきましては、多分に考えられる手法だと考えております。もちろん、給与体系のこともありますが、既に公民館長会でそういう話題も出て協議を行っているところでございます。ぜひ今後とも、そういうことを進めていきたいと思っております。

○議長（安永　友行）　１番、桜下議員。

○議員（１番　桜下　善博）　私、びっくりしたんですが、そういう話が出ているということは本当に大変前向きでいいと思うんですが、やはりやりがいといいましょうか、探しても探しても何年もいないというような公民館につきましては、やはりその中で頑張っておられる主事さんが公民館長になられて、そしてまた一段と活躍される、こういう制度はぜひ必要と思いますので、近いうちに実践、実行できるように制度の改めをよろしくお願いいたします。この点につきましては、また来年の議会でも質問すると思います。

それでは、３点目ですが、教育長も中学校の教員を歴任されて、六日市と、柿木中学校の校長先生も歴任されております。

その意味で質問いたしますが、島根県もそうですが、全国的に不登校、いじめ件数が例年よりも本当に増えております。不登校の件は個人情報ということもありますが、これは全国的にも島根県のほうも件数については公表しておりますので、せめて吉賀町に何件あるのかというぐらいは公表をしていただきたいと思うんですが。

いじめにつきましては、いじめの解釈が以前よりも広くなったということで、以前の教育長のときも質問しましたが、件数は吉賀町も断然増えております。しかしながら、教育委員会まで上がってくるような重いいじめはないんだという答弁を繰り返されておりました。件数は増えている、しかし重いいじめはないというふうに答弁されておりました。

しかし、私は、いじめは軽かろうが重かろうが、その人にとりまして、その家族、本人にとりましても、周りが見て重いとか軽いとかいうものではないんですよ。いじめを受けている子は、本当に心痛な思いで毎日生活をされております。重い軽いはないということを言いましたが、実際に吉賀町の現在の不登校の件数といじめの件数、昨年に比べてどうなのか、その辺のことにつ

いてお伺いします。

○議長（安永　友行）　河野教育長。

○教育長（河野　洋司）　町内の小中学校のいじめの状況についてお伝えします。

先ほどもありましたが、大前提として、学校はいじめの認知漏れゼロを目指しています。

いじめの定義ですけれども、当該者が嫌な思いをしたということでもカウントするというふうになっております。いじめの件数が増えることを恐れずに、いじめを認知するようにと教育委員会からも学校に対して指導しております。その結果として、いじめ件数が増えているように捉えられるかもしれませんが、必ずしもそうではないということは申し添えておきます。学校は、嫌な思いをしたという児童生徒の声に寄り添い、丁寧な解決を心がけています。

令和５年度の町内小学校のいじめ件数は１９件です。被害者数は１７人、加害者数は２５人です。中学校のいじめ件数は６件、被害者数は７人、加害者数は１０人です。

令和６年度、今年度につきましては、学期ごとの報告になっておりますので、７月３１日までの集計でお伝えします。小学校のいじめの件数が５件、被害者数７人、加害者数５人です。中学校のいじめの件数は１件、被害者数は小学校と関連した事案のため０人、加害者数は１人です。１人の被害者に対して、加害者が複数いる場合や同じ人から複数回いじめを受けた場合が含まれているため、件数と被害者数は一致しないことがあります。

○議長（安永　友行）　１番、桜下議員。

○議員（１番　桜下　善博）　教育長、不登校の件数は――個人情報が多分ありますので分かる範囲で結構ですから、県教委もこれは公表しておりますので、吉賀町内で不登校についての件数は何件あるか、それをお聞きします。

○議長（安永　友行）　河野教育長。

○教育長（河野　洋司）　不登校についての状況ですが、文科省の調査する不登校とは、欠席の類計が３０日以上あることを定義しております。ただし、３０日未満は不登校傾向あるいは病気や経済的理由、家庭の事情等で欠席する場合は、長期欠席として不登校とは別のものと捉えてカウントしていることもあります。

そのことを踏まえた上で吉賀町の状況ですが、令和５年度、小学校の不登校者数は２人、不登校傾向が４人です。中学校の不登校者数は１人、不登校傾向は０人です。

令和６年度は７月３１日までの集計でお伝えします。小学校の不登校者数が４人、不登校傾向も４人。中学校が不登校はゼロ、不登校傾向が２人。

以上です。

○議長（安永　友行）　１番、桜下議員。

○議員（１番　桜下　善博）　いじめに関しては、教育長も校長先生を歴任されておりますので、

そのフォローについてはよく御存じだと思うんですが、やはりいじめについて重い軽いはありません。いじめについて学校に相談があった場合は、教育委員会まで行かずともしっかりとしたフォローで、いじめゼロの吉賀町を目指してお願いしたいと思います。

それと不登校の件ですが、あまりにも人数が多いということです。学校に行かずに家から出られない、行きたいけれど行けないという子があると思うんですが、人数があまりにも多いことにびっくりしたんですが、このことにつきまして教育委員会としては不登校の生徒に対するフォローといいましょうか、何か検討されておりますか。また、実際にしていることがあればお願いします。

○議長（安永　友行）　河野教育長。

○教育長（河野　洋司）　まず、いじめの件について。学校は、いじめは、どこでも誰にでも起こり得るという認識の下で日々いじめの防止や早期発見・早期解決・早期対応に努めています。

初期の対応を大切にして、教育委員会では吉賀町いじめ防止基本方針を配布しております。学校でも、その方針に従って学校ごとの基本方針を策定した上で、いじめが解消するまでＰＤＣＡサイクルで取り組みを繰り返して行い、早期解決を目指して対応しております。

私自身の経験から言いますと、いじめを受けた児童生徒への寄り添いということもありますが、実際にはいろんな現状があって、図らずもいじめとなってしまったという加害者側の児童生徒も存在する場合があります。

私の経験からしますと、この場合には、いじめをした側に対しても、しっかりその該当の児童生徒に寄り添う体制を忘れずに整えていって、意図せずそのような状況に陥った生徒の心の安定あるいは、いじめの解消、そういうことを、次からは自分の成長につながるような対応もしていきたいと考えているところです。

次に、不登校についてですが、教育委員会では、学校へ行くことに困難を感じている児童生徒に対して、心にそういうエネルギーをためていく場として「心のかけ橋支援事業」を行っております。

現在は六日市基幹集落センターで週１回程度、また七日市公民館で月２回程度、吉賀町教育委員会任用のＳＳＷを中心に子どもの様子を見ながら、スポーツや調理活動、静かに過ごしたり、好きなことをしたりということで子どもたちが安心して過ごせる場所を設けております。様々な活動をすることで、子どもたちが次のステップへ向かおうとする力が養われていると思います。

また、いろいろな大人が関わることで、子どもたちの背景にある様々な問題が見つかり、問題解決の糸口になることもあります。必要に応じて家庭訪問や保護者、関係者との相談も行っています。

また、そういう学校外だけではなくて、学校内でもなかなか、登校はするけれど、教室に入り

にくいという児童生徒に対しては、図書館あるいは別室を開けてＧＩＧＡスクールで１人１台端末を持っていますので、そういうものを使ったオンラインで授業に参加したり、あるいは自分のやりたいことをやるところからスタートするというような受け入れの工夫もしております。

学校内でも子どもが安心して、もちろん不登校の生徒だけではなくて体調の悪い生徒、いろいろトラブルがあった生徒の避難場所というか、そういう居場所づくりにも学校として努めているところです。

そして、学校内だけでの対応では不十分なこともありますので、先ほどあった、「心のかけ橋支援事業」もですけれども、校外での居場所づくりや、やはり学習・学力保障というのもありますので、学びの機会を提供するフリースクールなどの民間機関と学校が教育委員会で提起していくということも考えております。

これも今年は、今年度、島根県の教育委員会でもフリースクール等との連携・協働を推進するため、島根県フリースクール等連絡教育会が設置されました。吉賀町教育委員会もここに参加して今後、不登校児童生徒への多様な学びの確保や社会的自立を目指すことへの支援について、関係者と連携していきたいと思います。

さらに私の考え方として、最後に、この不登校の児童生徒の背景には、いろいろな困難を抱える家庭事情もあるかと思います。そういう保護者への支援も組織的に、あるいは、いろんなチャンネルを使いながら行っていきたいと考えております。特に、こういう家庭の保護者の皆さんは孤立しやすい、あるいは、いろんなことで不安を抱きやすいということもありますので、その辺もしっかり寄り添いながら子どもと向き合っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（安永　友行）　１番、桜下議員。

○議員（１番　桜下　善博）　教育長、ありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○議長（安永　友行）　以上で、１０番目の通告者、１番、桜下議員の質問は終わりました。

ここで５分間休憩します。

午後１時34分休憩

……

午後１時40分再開

○議長（安永　友行）　それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

最後の質問者になります。１１番目の通告者、２番、村上議員の発言を許します。２番、村上議員。

○議員（２番　村上　定陽）　２番、村上でございます。私は大枠２問、質問を通告しております。

通告順に質問させていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。まず、大枠１点目、集落支援員の活動について質問させていただきます。

１番目、当町では、令和５年度より財源を特別交付税とした集落支援制度を活用しておられます。改めて当町の集落支援員の人数をお聞かせください。お願いします。

○議長（安永　友行）　岩本町長。

○町長（岩本　一巳）　それでは村上議員の１点目でございますが、集落支援員の活動（高津川てらす）、このことについてお伝えをしたいと思います。まず、１点目、吉賀町の集落支援員の人数についての御質問でございます。我々といたしましては、吉賀町全体ということで、総枠ということで受けとめましたのでそのようにお答えをさせていただきたいと思いますが、本年令和６年の１１月の末時点で申し上げますと、町全体で１２名となっております。

以上です。

○議長（安永　友行）　２番、村上議員。

○議員（２番　村上　定陽）　高津川てらすについてという形で質問させていただきましたが、１２名の集落支援員の方がおられるということ、分かりました。令和５年度、議会のほうに提示していただいた集落支援員の予算というものが１，３０５万円、そして令和６年度の、これは高津川てらすに関してですが、１，４５５万円で、約１人当たり４８５万円の予算がついておると思います。ということは１２名の方に対して１人当たり４８５万円の予算がついていることということで認識してよろしいのか、お願いいたします。

○議長（安永　友行）　岩本町長。

○町長（岩本　一巳）　今お話がありましたのは、高津川てらす３人のお話であって、これはそのとおりで間違いありません。あと９名いらっしゃいますが、これは今申し上げましたようなその人件費に係る分とプラスアルファの活動費がまたあるわけでございますので、単純に先ほど言いました人件費、いわゆるその人数分を掛けたものとはまた金額的には相違があるというふうに認識をしております。今ちょっと手持ちがございませんので、積み上げができませんけどそういうふうな認識でいただいたらと思います。

○議長（安永　友行）　２番、村上議員。

○議員（２番　村上　定陽）　はい、分かりました。また詳しくわかりましたらお知らせいただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、２番目の質問に入らせていただきます。当町の集落支援員の設置は、議会の方で聞いている限りでは、地域再生推進法人、一般社団法人の高津川てらすに委託していると認識しております。本来、集落支援員制度に関しては個人に委託するものが基本であると考えておりますが、受託している高津川てらすはどのような形で委託料を運用しているのか、先ほど町長の御答弁に

もありましたが活動費ということでありましたので、それを高津川てらすさんのほうに委託しておられて、どのように運用しているのか、その詳しいところを教えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（安永　友行）　岩本町長。

○町長（岩本　一巳）　任命といいますか、いわゆる業務の進め方までの、入り口のところのお話でございます。先ほど少し御紹介ございましたが、総務省の定める過疎地域等における集落対策の推進要項、それから、もう一つは吉賀町の手持ちの要項でございますが、吉賀町集落支援員設置要項というものがございます。この中に条項立てでございます第４条に、「町は必要に応じて支援支援員設置業務を外部団体に委託することができるものとする」とこういうふうな条項がございますので、これに基づきまして、一般社団法人高津川てらすと業務委託契約を締結をしております。今度は、法人が集落支援支援員と契約をしてその任務に当たっている、こういう形態になります、雇用の形態につきましては。それから、活動の内容がございましたので、これにつきましては所管の企画課長のほうから少し説明をさせていただきます。

○議長（安永　友行）　深川企画課長。

○企画課長（深川　竜也）　それでは、高津川てらすとの契約の内容を少し説明をさせていただきます、まず、先ほどありましたように、集落支援員１人４８５万円あります。これが３人分、１，４５５万円ということで高津川てらすと契約をしております。その後、先ほど町長も申しましたとおり高津川てらすと集落支援員さんとが契約をしておられます。実際、令和５年度の実績というところで見ますと、集落支援員の給与として、先ほどの上限額４８５万円のうち、２９６万円が上限となっております。また活動費としましては１８９万円というところが上限額となっております。昨年、委託費というか人件費の部分としましては、９６０万円ほど支出をされております。そのほかは、通信費であったりとか、資材費であったりとか、そういったようなところです。令和６年の事業計画というところでいきますと、すみません、先ほどの人件費をお伝えするのが、１年前、少し上限額が低かったので、令和６年からは先ほどの金額になっておりますが、人件費としては８８８万円ということで、それぞれ３名の方にこれを３等分なりしたものが払われています。活動費としましては、旅費、通信費、広告宣伝費、修繕費、消耗品費といったところで予算が計上をされております。

以上です。

○議長（安永　友行）　２番、村上議員。

○議員（２番　村上　定陽）　活動費でも使えるということでありましたが、修繕費というのは施設の修繕費という形で、先ほど修繕費がございましたが、施設の修繕費にもこの制度を活用できるものになっているのか、ちょっと私疑問に思いましたので教えてください。

○議長（安永　友行）　深川課長。

○企画課長（深川　竜也）　この修繕費の大きいところについては、フィットネス事業をするに当たって機械の修繕とか、そういったところがあります。あとは細かいメンテナンスの部分が、令和５年の実績でいきますと（　　）に関するところの修繕に使っていただいている部分もあります。そういったところで、今、高津川てらす全体の収入で見るとフィットネスの事業の実施の財源の部分と、あともう一つ、集落支援員が活動する上で必要な修繕費のところについてはそれぞれ整理をされて使われているという状況です。

○議長（安永　友行）　２番、村上議員。

○議員（２番　村上　定陽）　ちょっと質問が悪かったのかもしれませんが、この特別交付税の使い道として修繕費にあてがうこともできるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（安永　友行）　深川課長。

○企画課長（深川　竜也）　必要な修繕であればもちろんあてがえるということで考えております。

以上です。

○議長（安永　友行）　２番、村上議員。

○議員（２番　村上　定陽）　分かりました。では、３番目の質問に入らせていただきます。高津川てらすについてです。今先ほど出ましたので併せてちょっとお聞かせいただきたいと思いますので質問させていただきます。高津川てらすについて役員構成の変更があったとお聞きしております。法人設立当初には議会にも本役員の構成の説明が行われましたが、変更後の役員構成をお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（安永　友行）　岩本町長。

○町長（岩本　一巳）　役員の構成が変更になっております。まず、代表理事についてでございます。代表理事につきましては森下純氏から今度新たに北川智利氏へ変更となりました。これに伴いまして、当然ほかの理事の変更もあったというふうに認識をしております。

○議長（安永　友行）　２番、村上議員。

○議員（２番　村上　定陽）　役員構成の変更があったというのを、私は正直今疑問に思っているところがございまして、続いてお聞かせいただこうと思いますが、役員構成、当初は、代表理事含め理事が７名、幹事が１名で、代表理事の森下様が退任されたということで北川様が代表理事になられたということでありますが、そもそも定款によりますと理事は３名以上１０名以内、幹事は１名以上３名以内ということで、一般社団法人高津川てらすの定款に書いてございますが、人数的にも変わったのか、あと個人情報のこともございますので氏名までは結構ですが、新任で入られた理事さん、幹事さんがあるのか、それと退任が何名あったのかということも併せてちょっと詳しくといいますか、教えていただけたらと思います。お願いします。

○議長（安永　友行）　岩本町長。

○町長（岩本　一巳）　担当の企画課長のほうから、答えられる範囲で御答弁をさせていただきたいと思います。

○議長（安永　友行）　深川課長。

○企画課長（深川　竜也）　今回、令和６年度の定期社員総会において、理事の改選がありました。２名の方が理事を辞めておられます。先ほど町長申し上げましたとおり、代表理事の交代があったというような役に対する変更になっております。

○議長（安永　友行）　２番、村上議員。

○議員（２番　村上　定陽）　役員構成のほう質問しておりますので、人数のことも説明いただけますでしょうか。

当初、代表理事含め７名、幹事１名という形で執行部というか理事のほうが７名、幹事１名ということになっておりますので、それが例えば今２名辞められたということであれば、理事が５名で幹事１名になられたのか、そういったところも教えていただけたらと思います。お願いします。

○議長（安永　友行）　深川課長。

○企画課長（深川　竜也）　手元の、当時その役員会に出たときのメモで申し訳ないんですけれども理事が代表の理事含めまして５名、幹事は変わらずということで手元のメモにはあります。

○議長（安永　友行）　２番、村上議員。

○議員（２番　村上　定陽）　分かりました。個人情報の関係もありますので、あまり聞くことではないのかなというところもありましたんですが、私は、何団体と言ったらいいのか何法人と言ったらいいのかちょっとあれですが、監査の経験もございますので、そのときに勉強した資料がございますので、ちょっと読み上げさせてもらいますが。そのときの資料ですが、地方自治体や行政が団体への交付金や補助金を支出する場合、監査の一環として役員構成の確認を行うことは可能である。適正な支出を確保するために重要なプロセスの一つであるというところの観点でお聞きしております。役員構成の確認が必要な理由として、不正防止、透明性確保、法令遵守、適正な事業実施の確認ということで、構成の確認が必要な理由、具体的な監査の流れとして、書類の提出、この中で役員名簿の提出をさせる。次、役員の適正確認、役員の中に行政職員や利害関係が含まれていないかチェック、あと、もう１点ございますが、それは省かせていただきます。その次に、団体の活動履歴確認、役員が交代頻度の高い場合や運営に一貫性がない場合、不適正運営の疑いがないか調査という形で上げているのはちょっと思い出したものでちょっと資料を引っ張り出してきました。

というのが、申し上げた観点から法人に対して、今言いましたところというのはちょっと疑念

を持つような部分が、まだ設立されてから２年、１期しかたっておらない、しかも肝煎りと言いますか、この町を一生懸命やろうということで、官民で立ち上げられた団体さんが１期でこういう役員の構成が変更されるようなことがあって、私は町民に対しても、私たち議会に対しても、ちょっと疑念を抱くようなことになっていないかと。私は実際に疑念を抱きました。そういうところで、なぜ公的補助金を扱われる団体に対して、こういう役員改選というか変更が行われるようなことをさせたのかというのはおかしいですけれど、アドバイスがしっかりできなかったのか。本当にこれ、官民連携事業の肝に当たる部分です。この団体さん、法人さんに対しては、町民の信頼も得ないといけない。そしてもちろん町民ですから私も、議会の信用を得ないといけない。そして町全体でこの地域を盛り上げるというところの肝に当たる団体であり、肝に当たる部分が、こういった言葉は悪いですがフラフラしたようなことになると、ちょっと印象が悪くなりますよね。そのイメージの中で今後のいわゆる地域活性になっていくのかというところで不安になるところがあります。そういったアドバイスも官民連携なので、やっぱり官が指導するっていうところがとても必要だったのではないかと思いますので質問をさせていただきました。何かございましたらよろしくお願いします。

○議長（安永　友行）　岩本町長。

○町長（岩本　一巳）　いろいろ御説明等をいただきましてありがとうございました。発言の趣旨、ごもっともだと思います。通常吉賀町の方から補助金を交付する団体につきましても当然交付申請があり、そして実績報告があり、それからその内容についてのヒアリング等も必要であればやる、こういうことでございますから、ただこの今回のこのまちの駅の関係、高津川てらす、地域再生推進法人になっております。補助金という形ではないんですが業務委託ということで、当然町との関連はありますし、官民連携でもちろんやっていくパートナーでありますから、そこの運営についてはやはり日々のところで直接的には企画のほうになるわけでございますが、行政としてもしっかりこの連携をしながら意見を調整したり、場合によっては、今御指摘のあったようなことをお互いが話し合いをして、情報交換、風通しのいいようにすることが必要だと思いますので、今御指摘のあった点については、これからも肝に銘じて対応していきたいなというふうに思っております。ありがとうございました。

○議長（安永　友行）　２番、村上議員。

○議員（２番　村上　定陽）　では、４番目の質問に入らせていただきます。先ほど御案内もございましたが、吉賀町集落支援要項の第３条に、支援員の職務が掲げられておりますが、８点ございます。それぞれどのように遂行されているのかお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安永　友行）　岩本町長。

○町長（岩本　一巳）　今回の通告の内容、我々といたしましては、冒頭申し上げましたが、今吉賀町が任用といいますかお願いをしております１２名全体について答弁をさせていただきます。ひょっとしたら、高津川てらすの３名に限定の話かも分かりませんがまたそこがもしそういう趣旨であればまた後ほどのところで。今の議員の方からもありましたが、吉賀町の集落支援設置要項という第３条で職務が規定をしてあるわけでございます。最後の町長が必要と認める事項に関することも含めて全部で８本、８つあります。それぞれでなかなか単純にこう分類するというのは難しい部分があります。というのは、この第８号以外の１号から７号それぞれについていくらか関連づけのあるところがありますが、我々、今から申し上げます内容は、どちらのほうへ重きを置いたかということで比重の問題で整理させていただきましたので、そのように聞いていただきたいなと思っております。第３条の第１号は、まずこれは地域の状況把握、並びに地域資源の発展、発掘及び振興に関することということでございます。これにつきましては２名でございます。この２名につきましてはいずれも高津川てらすに今お願いをしている２名でございまして、具体を申し上げますとメディカルフィットネス事業を行う方と、もう一人は環境エネルギー、そして文化・教育こちらの方へ携わっておられる方でございます。それから第３号は農林水産業、商工業及び観光の振興に関することということがございます。これで申し上げますと２名でございます。内訳を申し上げますと、１名は高津川てらす、そしてもう１名は産業課でございます。高津川てらす１名につきましては、３名のうちの１名になりますが、これは有機農業の推進事業のほうへ携わっていただいている方でございます。それから、産業課につきましては、有機農業の関連でお願いをしている方でございます。

第５号、地域における行事、それからコミュニティ活動及び住民との共同の推進に関すること。これは、全部で６名でございます。これはいずれも教育委員会でございまして、この６名につきましては、公民館の主事が５名と、教育委員会の事務局におります統括コーディネーター、これに当たるわけでございます。

最後第７号が鳥獣被害防止対策に関することということで、これは２名でございます。いずれも産業課のほうへ配属をしておりまして、御案内のとおり、鳥獣被害対策の専門員という立場で御活躍をいただいているわけでございます。

以上が１２名の、この規定になぞらえて比重を考慮して分ければこういうふうになるということでございますので、御理解いただきたいと思います。

それで、今お尋ねのありましたこの活動の内容をそれぞれお答えしたほうがよろしいでしょうか。であれば、ちょっと今申し上げましたように、ちょっと分かれますので教育委員会、それから企画課、それから産業課となりますので、端的に説明をさせていただきたいと思います。

○議長（安永　友行）　深川課長。

○企画課長（深川　竜也）　それでは、まず高津川てらすに配置をしています３名の方、まずメディカルフィットネス事業をやっていただいている方なんですけれども、６年度の活動計画としては公民館、集会所での健康教室の開催、地域住民の健康状況の把握をしていくと。あともう一つが運動の動機づけと健康に関する学びの場の提供をしていく、もう一つが健康増進施設の認定に向けた取り組みを行いたいと。こういったことをすると、認定を受けると、医療機関と関係が構築できるということです。具体的な活動については、今いろんな体を構成する基本成分の科学的な分析をしたり、そういうような定量的な分析をしたりしてそれを生かしていくようなこと、あと個人の利用に応じた運動プログラムを作成していくということ、生活習慣、運動習慣等の改善目的メニューを提供していくということ。関係機関との協議、運動指導の実施をしていくということになっております。

教育・文化・環境事業についてですけれども、これはエネルギーの地産地消や分散型エネルギー社会の実現への取り組みを進めるということで、令和６年度の活用としましては図書館の利活用を検討して進めていきたいと。もう一つは、タイトルにもなっておりますけれども、教育・文化・環境に関する情報発信をしていくということ、あとは関係機関と連携したワークショップ、イベント、講座などの開催をしていこうというところです。具体的には、今の広報誌と合わせて配布をさせていただいている「てらすだより」を発刊する。ボランティアと共同して、図書館を活用していくようなこと、夏休み期間中には実際やられたようなんですけれども、「もう一つの勉強部屋」というような事業をやられた。あと、プログラミング教室も開催したりとか幾つかチラシ等も御覧になられたかと思いますけれども、地域活性化につながるイベントを行われているということです。

もう１名の有機農業の推進に関わる方なんですけれども、農業に関わる移住者の経営促進、誘致のスマート化等の施策について調査研究を行うというふうになっています。６年度の事業計画については「きがるに有機菜園」を毎月開催をする。町内全域の農産物の生産量等を調査する産官学連携アンケートの実施ということです。申しわけありません、これについては内容を詰めていく段階で、少し時間をとってきちんと、さらに精査をしていくということで、７年度に実施という報告を受けて了解しております。もう一つが地産地消を推進する食の文化祭の開催、具体的な活動としては、「きがるに有機菜園塾」の開催、こちらＳＮＳによる情報発信、土づくりだったりとか、土壌の観察、夏野菜の管理といったような実習も含めて行うということです。もう一つが吉賀町全体でもやっておりますけれども、有機給食に関する取り組みということで、関係機関と連携等を行って、講演の準備等、参加をしていくということです。農業に関するアンケート調査、これ先ほども申しましたとおり、研究機関と協議をして、項目等を進めていましたけれども、再度進化を行うということでこちら７年度に実施をするということになっております。以上、

高津川てらす３名分の活動です。

○議長（安永　友行）　教育委員会、重藤次長。

○教育次長（重藤　　剛）　それでは、教育委員会、６名の業務内容の説明をさせていただきます。まず、公民館主事、こちらは議員さん御存じのとおりでございますが、各５館あります。こちらの主事さんということで、主事業務のほうに当たっていただいております。地域公民館活動におけるイベント、それの企画、それから調整、それから実行、そういったものに当たっておられます。今後は、先般も全員協議会で説明をさせていただいておりますが、コミュニティスクールなどの業務内容、こういったものも加わってくるんではないだろうかというふうに見込んでおるところでもございます。

それからもう１名は、この地域づくりの旗振り役ということで、地域づくりのコーディネーターということで、１名教育委員会に在籍しておりますが、職員を１名配置しておりまして、これらの５館の公民館活動やそれ以外の地域づくりのいろいろなイベント、そういったまちおこし、地域づくりに携わる旗振り役として今５館あります公民館活動についても、先般一般質問のほうでも、お褒めの言葉もいただいたところですが、このコーディネーターさんによって実際旗振りをしてこういった公民館事業などの活性化にも一役担っていただいているというような存在のコーディネーターが１名と、合計６名の任用をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（安永　友行）　堀田産業課長。

○産業課長（堀田　雅和）　産業課にいます３名について御説明いたします。１名は、有機農業の集落支援員ということで、都会から吉賀町に来てもらうための田舎体験のプログラムの作成であるとか、研修のプログラム作成ということで、１名委託契約をされている方がいらっしゃいます。今年度につきましてはいろいろ農家さんとか聞き取りに回っておりまして、そういったプログラムを今作成中というところでございます。その他の２名につきましては有害鳥獣専門員ということで各地域に出向きまして、被害防止対策の指導であるとかそういったことで活動をしているところでございます。

以上です。

○議長（安永　友行）　２番、村上議員。

○議員（２番　村上　定陽）　丁寧な説明ありがとうございました。この質問に関して私は確認をしたかったんですが、この集落支援員さん相互の交流といいますか、そういうことをしっかりしておられるのか聞きたいと思っておるんですが、なぜかといいますと、町の施設要項にもございます、国のほうの指針にもございますが、やっぱり地域の現状把握をまずしろと、１題目に乗ってきている部分であって、私も何度か全協の中でそういう地域の声を集める活動をされましたか

という質問をさせていただいておりますが、先ほどの説明ありましたが、いわゆる公民館、５地域、公民館主事さんもおられる中で、てらすさんのほうで今１番目を担っておられるということで、活動報告のほうにはなかったですけれど、いわゆる公民館との現状把握なりの活動というかヒアリングということをしておられるのか、５公民館ございますので、そういうことをしておられるのか、改め聞かせてください。

○議長（安永　友行）　岩本町長。

○町長（岩本　一巳）　まず今１２人おりまして、先ほど担当課長のほうからそれぞれ企画課と教育委員会と産業課のほうが説明させていただきました。残念ながら１２人全員で、配属の課を超えたいわゆる相互交流というのは現状では十分にはできていないという状況でございます。ただ、それぞれのセクション、ですから企画課であれば企画課の中、教育委員会であれば教育委員会、産業課では産業課の中での交流なり意見交換、情報交換はできておるというふうに思っております。ただまちづくりということで申し上げますと、やはり御指摘もございましたがそれぞれ頑張っていただくのは当然なんですが、それをやっぱり全体のものとして共有して同じ方向でベクトルで動いていくというのは大変重要でございますので、今１２人でございますが、これからこの人数の増減があるにしても、そうした意見交換を交わすようなテーブルはやはり設けていく必要があるかなと思っています。それから、今お話ししたのは統括コーディネーターのまちづくりの関係でという話がありましたが、これは次長のほうからもいいですか、少し、お褒めの言葉もいただいておりますが、今それぞれの５つの公民館でいろいろな仕掛けをしていただいて、私も月に１回はどちらかの公民館に出向くようにしていますけど、非常に頑張っていただいております。まさに社会教育と地域振興、本当に頑張っていただいておりますので、それをどういうふうに今活動していようかということは、少し次長のほうから説明させていただきます。

○議長（安永　友行）　重藤教育次長。

○教育次長（重藤　　剛）　失礼します。それでは、地域コーディネーター、今社会教育グループ、教育委員会の執務室の中に在籍してもらっておりまして、主には社会教育グループの中で連携しながら、業務に当たっていただいているということです。ですので、出勤されますと、当然社会教育グループの配席のところに在籍しておりまして、常に職員と情報共有なり連携ができる状態で執務を行っているということで行っております。やっておる内容ですが先ほどは今公民館の取りまとめ、旗振り役ということで御説明もさせてもらっておりますが、それ以外にもこの間全協でも説明させてもらいましたサクラマスプロジェクトの検証、これもまさにまちづくりの根幹を担う事業でございます。こういったところの主要施策に関しても、企画、立案、そういった情報提供、それから調整、こういった業務にも関わっていただいておりまして、具体的な専門的な検知から情報提供などもしていただきながら、社会教育の分野で今大きなまちづくりのうねりをつ

くろうということで御活躍をしていただいておる職責の方でございます。

○議長（安永　友行）　２番、村上議員。

○議員（２番　村上　定陽）　丁寧にありがとうございました。私が言いたかったのはちょっと違うんですが、そういった地域を知っておられるというか各公民館なり社会教育のほうでコーディネーターの方々をしっかり新しく発足された高津川てらすさんがしっかり話をされて、こういうことってまず一番大事なのは、それぞれの地域の現状把握と課題創出ですよね。そういったことをやっぱり旧柿木から旧六日市からと、地域がたくさんございますので、そういうヒアリングをまずされて、そこからそれぞれの思う活動を始められるというのは私としては大原則だと思っていた。だからこういう、いわゆる拾い上げをされたのかという質問を何度も繰り返させていただいていたので、まだ遅くないと思います。まだしっかり高津川てらすさんも頑張っておられるんで、まずは公民館単位でもいいので、高津川てらすさんと今の公民館の主事さん、そしてコーディネーターさんとの連携を取られて、この活動を頑張ってもらったらと思いますので、大枠のほう、２番目に移らせていただきます。

「まちの駅」形成に向けた交流拠点施設についてということで大枠２問目を質問させていただきます。本年２月２６日の全員協議会において、「まちの駅」形成に向けた交流拠点施設を核とした官民連携手法検討調査事業の説明を受けました。その中で、事業、施設概要の部分で拠点施設に挙げている旧校舎、いわゆる学園施設の状況では、一部フィットネスジムとして活用しているがほかの施設に関しては、図書館も含みますが、未利用という説明がありました。その時点で利用はなくとも当初高津川てらすさんが計画していた施設利用の構想に即したものがまちの駅構想になっているのか、その辺をお聞かせください。

○議長（安永　友行）　岩本町長。

○町長（岩本　一巳）　それでは、続きまして大きな２点目でございます。「まちの駅」形成に向けた交流拠点施設についてということで、まず１点目について答弁をさせていただきたいと思います。交流拠点施設「まちの駅」を核とした官民連携手法事業調査報告書の作成に当たりまして、関係施設の維持管理、運営を行っている団体へのヒアリングをそれぞれ実施をしているところでございます。そのうちの一つが一般社団法人高津川てらす、今の地域再生推進法人で指定をした団体でございますが、こちらのヒアリングも当然行っているわけでございまして、その中で問題点及び検討要望事項等を取りまとめの上事業化の検討を行っておりますので、意見は十分反映されているというふうに我々認識をしております。そもそもになりますけど、今回、その一般社団法人高津川てらす様のほうから、この地域再生推進法人の指定にあたっての企画提案をいただいておりまして、その中に、大きな目指すべきものとして、オーガニックウェルネスタウンという大きなものを掲げて、その下においてメディカルフィットネスであったり有機農業関連であった

り文化・教育事業であったり環境エネルギーの事業をするんだと、こういうつくりでございました。それに町のほうも協力をさせていただこうということで、先ほど少し説明をさせていただいた集落支援員の配置をさせていただいて、頑張っていただいているところでございます。今回のまちの駅構想の調査結果も、概要版という形で全員協議会のほうでお示しをさせていただきました。御覧をいただいているわけでございますが、その調査結果にもありますように、今回のまちの駅構想のコンセプトは、まさにオーガニックステーションというものでございまして、これは、自然、健康を包含して吉賀町が長年取り組んできた主要産業で、地域内外でも認知度の高いオーガニックを用いたコンセプトを設定するということで、その軸は、自然と健康であります。ということになりますと当然ヒアリングも行っておりますが、おおむね私は当初、一般社団法人の高津川てらすさんのほうが企画を提案された内容と合致をしているというふうに思っておりますので、十分このヒアリングの内容は加味していただいて、汎用されているというふうに認識をしているところでございます。

○議長（安永　友行）　２番、村上議員。

○議員（２番　村上　定陽）　おおむね合致しているという答弁ございました。５月３０日の全協のときにこういう提案の説明がございました。そののちに、ちょっと調べさせていただいたんですが、これは国交省のホームページ、昨日９番議員さんからもご紹介ございましたが、検索サイトで、まちの駅、吉賀町、で出てくると思いますが、国交省のホームページというか、データとして出てきます。「交流拠点施設「まちの駅」を核とした官民連携手法事業調査」、令和６年３月、吉賀町、株式会社日本経済研究所という形で出てきます。この中でちょっと気になったところがありましたので、皆さんに資料をお配りしたと思いますが、御確認いただきたいと思います。

それと、併せてタブレットが御確認できる方がおられれば見ていただけたらと思いますが、タブレット、大分遡りますが、令和４年１１月２４日の全協、ページ３１、ページ３２のところ、プリントができませんでしたのでタブレットで見ていただけたらと思うんですが、これは、高津川てらすさんが当初描いた構想といいますか、この施設に対してのレイアウトを出しておられます。これ議会のほうにも説明ございました。このレイアウトと、今回、国交省のページ見させてもらった改修内容、比べてみるとちょっと違うところがあるのではないかなというところで疑問に思いましたのでお聞かせいただきたいと思います。

資料、白黒で焼いておりますが、拠点施設整備のところで、１番目、屋根補修、２番目、トイレ改修、次が樹木伐採、高木、樹木伐採、低木、旧図書館整備、屋根補修、続いてトイレ改修、これ、私が気になったところでいいますと、これはそもそも旧学園から預かる前にきちっと直しておいてもらわないといけない部分じゃないかなというところでなぜこれがいるのかなというと

ころが、ちょっと気になりました。これについては後で改めてお聞かせいただこうと思いますので続けますが、丸印のところ、エレベーター本体増設がございます。すみません、ちょっと読めないんですが、エレベーターの機能、これ、当初の高津川てらすさんのところの計画にはエレベーター設置も何も書いてございませんし、印をつける部分、ちょっと忘れてしまったんですが、エレベーターからすぐ上、移住者希望者用住居３戸、これは賃貸住宅のところが高津川てらすさんも言っておられたので、これは合致するのかなと。しかし３戸という形で。その上、宿泊施設に改修というところを高津川てらすさんは宿泊施設に改修するというところはそもそも出しておられない。もちろん、いろんな時間の流れによって、てらすさんとしっかり協議をされた上でこういう構想も出てきたのかなと思うのですが、この国交省のものにも図面はあるのですが、レイアウト自体はしっかり載っていない、どれだけ拡大しても分かりません。だから、本当に高津川てらすさんが構想を描いていたものにしっかりそれを尊重した上でのものなのかというのがちょっと疑問に感じましたので、聞かせていただきました。先ほどの答弁では合致しているというところをお聞きしましたが、今言いましたエレベーター、それから宿泊施設、希望者用の賃貸住居、賃貸住宅に関しては合致しているのかなというところがありますので改めてお聞かせください。

○議長（安永　友行）　岩本町長。

○町長（岩本　一巳）　いろいろ御指摘といいますか、御説明いただきましてありがとうございました。

まず、全体的なこの計画のお話でございますが、今、国交省のその成果品の資料の提供の中からのお話もございましたが、施設をみなし法人様のほうから吉賀町のほうへ無償で譲渡していただきました。この段階においては以前にも説明をさせていただきましたように、改修につきましては、我々といたしましては、していただいたものをこちらのほうへ譲渡していただいたという認識でございます。ですから、ここに詳細がたくさんありますが、これは今からのことと、将来に向かってこうしたことがやっぱり出てくるだろうというような想定の中で金額等、あるいは項目を落とし込みをしているということでございます。それで先ほどといいますか提供していただいた中で、この星印、丸印それからお話しされましたエレベーターであったり、いろいろあるわけでございますがちょっと詳細といいますか、個別のお話につきましては、担当の企画課長のほうから説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永　友行）　深川企画課長。

○企画課長（深川　竜也）　それでは、まず、高津川てらすさんが当時、一番最初に提案をされていた１階の使い方を読み上げさせていただくと、トレーニングルーム、会議室、あとは産直特産品販売、研究室、あとは診療エリア。２階についてはコワーキングスペース、シアター、音楽教室、賃貸住宅といったようなところになっております。今回、この報告書を作成するに当たりま

して、高津川てらすさん以外にも概要版で御提示をさせていただきましたようなＳＰＣと言われるような特別目的会社を構成するような、いろいろなそのステークホルダーの方にヒアリングを行って、どういった形が一番、高津川てらすが官民連携の形としていいだろうかというところを、事業内容、その他の財源的なスキーム等々を報告していただいているというふうに考えております。結果的にはこうしたらいいですよっていうところではなくて、そこに至るまでにしっかりと官民連携、官と民といろんなステークホルダーと話し合いをして、合意形成をしていくことが重要であるよというような報告書にまとまっていたようなことになります。

実際今回その他の改修費ということで上がっているベースとなるような図面については申し訳ありません、報告書のほうには出ておりませんが、ちょっと手元にあるので御紹介をさせていただきます。１階には今やっていただいておりますフィットネスジム、あとは住宅、実習室といったようなところ、あとはいろいろできるような教室みたいなものというようなところで書いてあります。２階平面の確認をすると、これは宿泊、どちらかというと大会用、合宿をするような宿泊室が２階、あとはラウンジだったりとか、ホールみたいな位置付けだと思うんですけれども、そういったような仮にこういう機能をつくったとした場合に、今回改修の費用を算定して提示をさせていただいているものです。先ほども申しましたとおり、今改修費が確実に固まって、この内容であるというものではなくて、さらにいろいろな関係者、この事業に関わっていただくような方と対話を続けて、よりよい官民連携の施設になっていくというふうにイメージをしております。あと、もう１つがエレベーターなんですけれども、これは誤字があります。エレベーターの乗車遮煙機能ということで、誤字です。当時高津川てらすさんの提案にはありませんでしたけれども、今回やはり２階と行き来をするといったようなところ、今バリアフリーとかそういったところもありますので、そういった提案がされているというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永　友行）　２番、村上議員。

○議員（２番　村上　定陽）　分かりました。参考までででも結構ですが、この後でも結構ですので、その図面を見せていただかないと今の口頭でレイアウトを説明されてもちょっと分かりませんので、また教えていただけたらと思います。

次の質問に入らせていただきますが、ちょっと時間の都合もありますので、２番、３番、４番と続けて質問させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

同じく２月２６日の全員協議会では当該施設において改修が検討されており、先般起きた漏水事故に対する屋根の改修については高津川てらすが行うよう話し合いが進められているとの説明がありました。これについて改修が行われていたのかという質問、これが２番目です。３番目、行われていなくても工事発注の主体は誰になるのか決まったのか。これが３番目です。４番目、

漏水事故直後の一般質問の答弁では、保険の適用も視野に入れていたという説明があったと記憶しておりますが、適用されたのか、この３つ、答弁よろしくお願いします。

○議長（安永　友行）　岩本町長。

○町長（岩本　一巳）　通告の中の２、３、４と言うとちょっと順番が入れちがうかも分かりませんけど総体的に答弁をさせていただきます。

今通告のありました内容についてでございますが、まず、昨年１２月の定例議会一般質問におきまして、昨年の６月と７月、２回にわたって、それぞれ集中的な降雨がございました。これがその天災その他の不可抗力に該当する場合、建物損害保険適用を視野に入れて検討、協議することとしておりました。そのような御答弁をさせていただいたところでございます。この建物災害共済の共済金の請求権でございますが、３年間請求を行わない場合は、時効によって請求権が消滅をいたしますということもございますので、幾らか情報整理をした上で請求といいますか、その手続きに入ったところでございます。入口の事務手続きもありますので、そこをさせていただいたということでございます。この間といいますのは、これまでのところでございますが、当時３日間で月平均の５割から６割強の降雨量があります。これは、以前の答弁でも申し上げましたが、平均の６月、７月の降雨量でいくと平年並みだった。ところがこの６月、７月で降ったのがそれぞれ３日間ずつ降って集中的に降ったということで、そのことを言うわけでございますが、その月平均のその３日間でそれぞれ５割から６割強の降水量がありまして、線状降水帯が発生したなどの大雨の状況を説明し、相談、協議を行ってまいりました。行ったところでございますが、今回のような屋根に損傷がない場合、いわゆる開口部の直接破損を伴わない損害の場合というふうになるわけでございますが、これは免責事項の適用によりまして、天災その他の不可抗力に該当しないとの見解でございました。これは当然保険会社のほうの見解でございます。ですから天災その他の不可抗力としては認めるところがあるけど、実際問題としての損傷がない中でということで、給付金の支給については難しい、こういうことでございました。また、現在まで補修工事は行っておらず、吉賀町と高津川てらすとで工事発注主体を含め、現在も協議を行っているところでございます。とはいいましても、昨年からいうと今もう１年半年それからこの間にも大雨が降ったという状況でございます。どうにか現場のほうはしのいでいただいておるというふうに認識をしておるわけでございますが、いずれにしましても、これは雨漏りでございますから、そう時間を要すわけにはいきません。引き続きその協議を進めるというわけでございますが、そもそも今回御提案をいただいた、御提案をいただいたというのは、てらす様のほうから、地域再生推進法人としての手を挙げていただいたときのこの企画書があるわけでございます。それを吉賀町は可として今回指定をさせていただいたということでございまして、この最後のところにも、提案書にもありますけど、特に運営の初期には想定しないことも多々起きるのではないかと思い

ますと。契約内容については毎年度、毎年見直しの機会を持たせていただけますようお願いをします。こういった一文もあるわけでございます。当然それを含めて、今回地域再生推進法人として指定をさせていただいたという経過もございますので、この件も含めてやはりてらすさんと町とで協議をしながら、現状今どういうふうに対応しているかということも含め、これからこれをどういうふうに解決をしていくかということを双方で協議をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。保険の適用につきましては、今申し上げましたような内容で残念ながらそれには至っていないということでございます。

以上です。

○議長（安永　友行）　２番、村上議員。

○議員（２番　村上　定陽）　ちょっと残念なことでありますが、次の質問をさせてもらいます。次の質問といいますが、５番目に質問を入れておりましたところは、ちょっと省かせていただきます。ちょっと時間の都合がございます。町内業者が見積りしたことに対しての対応ができていたのかということをちゃんとその後も対応していたのかということを聞きたかったんですが、それは省かせていただきます。

６番目に最後の質問に入ります。そもそも旧学園施設を譲り受ける段階で耐用年数が十数年あり譲り受ける前に学校施設として活用でき得る改修がなされるはずであった。当該施設は老朽施設として――先般の全域協議会でも説明ありましたが、老朽施設として扱われております。譲り受け前から話が二転三転しているように思われますので、譲り受け前まで遡って、一貫した説明をいま一度いただきたいと思います。

○議長（安永　友行）　岩本町長。

○町長（岩本　一巳）　譲り受け前まで遡ってということでございますので、少し時系列的に、それから項目に特化したような形になるかもわかりませんが、説明をさせていただきたいと思います。補修工事等につきましては、当時のみなし法人様が実施しておりまして、令和４年４月以降、随時施設内物品の整理などを含めて解消していただいたところでございます。

７月から１０月にかけまして校舎及び図書館の屋根の補修、防水工事、雨どい掃除を実施し、雨漏り２箇所確認のため継続して点検を行っております、また庭園内にあります立木の伐採、それから庭園内にあります灯籠等の撤去、さらに草刈り及び植木の刈り込み等を行っていただいております。それから、１０月から１１月にかけましては、高圧ケーブルの交換、校舎及び図書館の外壁及び大理石部分の洗浄を行っていただいております。それから、１１月から１２月にかけまして、図書館の窓枠の清掃、それから庭園の中の全般的な掃除も行っていただいております。そして１２月以降のところで校舎及び図書館の天井及び内壁の補修、さらにクロスの張り替え、校舎の消化水槽の補修、施設全般についての掃除も行っていただいているところでございます。

そうした経過を経て上程に至ったということでございます。それから、老朽化というこの表現もございますが、今回のこの「交流拠点施設「まちの駅」を核とした官民連携主要事業調査報告」におきまして、その中で「老朽化した既存施設」という記載がございます。老朽化という表現がややもするともう使用に耐えがたい施設というふうな印象を持たれるものであった点につきましては正確な表現ではなかったというふうに考えております。この点につきましては９番議員の答弁の中でも申し上げたところでございますが、交付金をいただいて行った調査でございますので、また国のほうと調整、協議をしながら修正についてのことについて考えてまいりたいと思っております。

当該建築物につきましては平成５年、１９９３年に建築されました鉄筋コンクリート造の瓦葺の２階建ての建物でございます。約３０年が経過しておりますが、法定耐用年数４７年、これと比較しても活用可能な建物であると考えております。ただ長期間の使用に耐えるためには、今後も適切なメンテナンスを行っていくことは必須であるということは申し上げておきたいと思います。

○議長（安永　友行）　２番、村上議員。

○議員（２番　村上　定陽）　あまり答弁が変わっていないような気がしまして、ちょっと残念なんですが、６番目の、削除しました質問のところに、見積りされた業者さんに対してどのような対応をしているのかというところを聞こうと思っておったんですが、一般質問でも質問させてもらいましたが銅板部分の漏水は免れないような状況の施工になっておるというところを私指摘させていただきました。そういうところをもうちょっと考えていただいて、そもそもが悪かったんじゃないかというところも、もう一回見直していただきたいと思っております。それと、最後になります、ちょっと時間が過ぎてしまいましたので申し訳ないんですが、こうやって地域再生推進法人として高津川てらすさんが頑張ってきておられます。先ほども指摘しましたが、やっぱり官と民との連携をしっかり深めて、そして２０３０年に国スポを迎えるという形を取るのであれば、もうすぐにでも準備にかからないといけないような状態だと思います。その中で、教育委員会さんからも人員を入れて３者でしっかりタッグを組んで、そしてそれが機運が町民に行くようにしっかりと行政も加わっててらすさんを盛り上げる。そしててらすさんは行政を盛り上げるという形をしてもらえるような体制をしていただきたい、その思いを持って質問させていただきました。

まずは、国スポを成功させるというのも大事かもしれませんが、私にとっては、その後の地域再生をしっかりしていただくということが大前提であって、それを担うために手を挙げた高津川てらすさんを潰すようなことはしては絶対いけないと思いますので、どうぞよろしくお願いします。以上で終わります。

○議長（安永　友行）　以上で１１番目の通告者、２番、村上議員の質問を終わりました。

――――――――――――――・――――・――――――――――――

○議長（安永　友行）　以上で、本日の日程は全て終了しましたので、散会といたします。

午後２時42分散会

――――――――――――――――――――――――――――――――――――